

平成27年白浜町議会第2回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 平成27年6月11日 白浜町議会第2回定例会を白浜町役場
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成27年6月11日 9時31分

1. 閉 議 平成27年6月11日 14時48分

1. 散 会 平成27年6月11日 14時48分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	溝口	耕太郎	2番	三倉	健嗣
3番	辻	成紀	4番	岡谷	裕計
5番	堀	匠	6番	長野	莊一
7番	水上	久美子	8番	楠本	隆典
9番	西尾	智朗	10番	廣畑	敏雄
11番	古久保	恵三	12番	南	勝弥
13番	玉置	一	14番	丸本	安高

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳 明 事務主査 東 泰 士

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	鈴 木	勇	会 計 管 理 者	大 谷	博 美
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	青 山	茂 樹
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	高 田	義 広

民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	田 井 郁 也
生活環境課長	玉 置 孔 一	観光課長	愛 須 康 徳
建設課長	坂 本 規 生	上下水道課長	濱 口 伊 佐 夫
国体推進課長	廣 畑 康 雄	消 防 長	古 川 泰 造
教育委員会		日置川事務所	
教育次長	寺 脇 孝 男	地籍調査室長	中 本 敏 也
総務課課長	笠 中 康 弘	総務課副課長	小 川 敦 司

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成27年第2回定例会3日目を開会いたします。

会議に先立ち、事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日は一般質問3名を予定しています。本日で一般質問を終結したいと思いますので、よろしくお願ひします。

本日、議会散会後に全員協議会、議員懇談会の開催を予定していますので、よろしくお願ひします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日は暑いので、上着を脱いでいただいで結構かと思ひます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

11番、古久保君の一般質問を許可します。古久保君の質問は一問一答形式です。
まず、1点目の白良浜周辺の環境と民間に対する指導についての質問を許可します。

11番 古久保君（登壇）

○11 番

議長のお許しを得ましたので、質問に入らせていただきます。

まず、通告通り、白良浜周辺の環境と民間に対する指導についてということで、テーマについてお願いします。

まず、この質問の先に、この白浜町に下水処理場、これ、多分、20年前かな、平成6年ぐらいですか、できました。これの最大の目的、当時は片田良穂町政のころだったと思えますけれども、そのときに、いろいろと地域からいろんな問題があって、いろいろ反対の意見もあり、賛成の意見もあり、ああいう白良浜の真ん中に処理場ができた。これが強引にできたいきさつです。やっぱり、その最終的に町民が理解した。このいきさつをお尋ねしたいのと、それに対して、この下水処理場に対してもう20年以上たっているんです。その中で、白良浜周辺の大型宿泊所、施設に対する現在までの対応、取り組みについてお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長 長

古久保君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番外（町長）

ただいま古久保議員から、白良浜周辺の環境と民間に対する指導についてということで、下水道事業のいきさつ、そしてまた、経緯、取り組み等、そしてまた目的についても、こちらのほうで答弁させていただきます。

まず、議員ご承知のように、私たちの町白浜町は、海、山、川の豊かな自然環境に恵まれた観光の町であります。中でも白良浜は毎年多くの方々が訪れる、貴重な町の財産であります。そういった中で、この下水道処理施設、浄化センターが過去におきまして、町民の皆様のご理解をいただきながらつくられたという経緯がございます。この中身につきましては、時間がかかり要しますので、詳しいことは申し上げられませんが、この白良浜周辺には、やはり多くの住民の方が生活をされ、そしてまた、ホテルやマンション等もがございます。

その中で、公共下水道事業を推進することによりまして、白良浜を中心とした鉛山湾の自然環境を守り、そして、そのよりよい生活環境をつくり、公共水域の水質保全を次の時代に引き継いでいくことが、下水道事業の主な大きな目的であるというふうに、私は認識しております。

○議長 長

番外 上下水道課長 濱口君

○番外（上下水道課長）

議員より宿泊施設における下水場の接続の現状と、その取り組み状況についてのご質問をいただいております。現在、公共下水道の接続対象となります旅館・保養所・民宿につきましては、75施設でございます。そのうち下水道に接続している施設は55施設でございます。旅館またはホテルと呼ばれております宿泊施設だけを取り上げますと、対象施設が27

施設ございます。うち下水道に接続している施設は18施設でございます。残り9施設が未接続となっております。

また、行政の取り組み状況でございます。町の対応につきましては、定期的に担当課の職員が中心となって、また町長、副町長も推進員として参画していただいて、未接続施設への直接訪問をさせていただいたり、つなぎ込み啓発を行っているところでございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

ありがとうございます。まだつないでない施設が9施設。これについては白良浜周辺、白良浜に影響のある施設は何軒ありますか。

○議 長

番外 上下水道課長 濱口君

○番 外（上下水道課長）

白良浜周辺と申しますか、少し9施設についてご説明をさせていただきます。

まず、9施設のうち2つの施設については、現在閉鎖中でございます。また、そのほかの2施設につきましては、合併処理浄化槽の設置がされております。そして、あと5施設につきましては、その4施設が単独浄化槽を設置しております、そのうちあと1つが、施設内の一部を公共下水道に接続をされておるというところでございます。

以上です。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

ありがとうございました。それでは、今ご説明いただきましたように、5施設のうち白良浜周辺には、まだ4施設ないし5施設が未接続であると。それで、従来の単独の浄化槽で大きな宿泊施設が20年間やっておられると。これに対する今までの20年間の行政側の指導、どういう取り組みをされたのか。

その間、いろんな補助金を考えて、今やったら、3年間の間に接続してくれたら、これだけの補助金出ますとかいう、いろんなことを考えたことは知っておりますけれども。何かその中で、まだ、いまだに20年間も単独浄化槽だけで生活排水、例えば、厨房の排水、雑排水。これが、もろに下水処理の放流と一緒に流れておる。

これ、白良浜周辺ということであれば、権現崎とそれから先、埋め立ての先。2カ所放流口があるけれども、そこへ多分流れているんだろうと思います。昔の寺谷川、堀川、小谷川、それも含めて雑排水がまぎって、白良浜沖に流れ着いていると。流れていると。これは潮の流れによっては、どういうふうに動いているかということは、我々は、素人ではわかりませんけれども、多分に影響しているんじゃないかというふうに、私は心配するわけなんです。

そういう意味で、この単独浄化槽で、昔の旅館ですから、単独浄化槽というたら、昔は欧米式といって、コンクリートで使って、グリ石を敷いて、やっている浄化槽なんです。そういう浄化槽がいまだに、まだそれですと賄っているんですよ。だから、そういうのを皆さん、行政側はご存じなのか。それをよしとしておられるのか。その辺のところを、できたら町長にお聞かせいただきたいなど。

町長の責任じゃないと思うんですよ。多分、長いことかかっていますので。だから、その辺の町長としての考えを、お聞かせいただきたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今、議員からもご指摘いただきましたように、この宿泊施設の中には単独浄化槽のところ、あるいは合併処理浄化槽のところ、いろいろございます。その中で、過去におきまして、私、就任してからもう3年少しが経過するわけですけれども、この上下水道課の担当も、もちろん行っておりますけれども、私を初め、副町長にもお願いをしまして、この接続のつなぎ込みの啓発と、それからお願いに行っております。

その中で、やはり出てくるのは、どうしても今つなぎ込みをしたくても、なかなか経営的に厳しい。あるいは、いろんなことがあって、事情があってなかなかつなぎ込みをするのが現状では難しいということで、待ってほしいとか、あるいは少し経営が安定するまではということで、いろんなご意見と言いますか、考え方をいただいております。

やはり、私どもとしましては公平・公正な面からも、つなぎ込みをしているところとしていないところでは、平等性に欠けるという認識のもとに、下水道のつなぎ込みの工事をお願いして行って、啓発も続けておるところでございます。まだまだ十分ではないというふうに思っておりますけれども、そのあたりを町民の皆様にもご理解いただきながら、そしてまた啓発活動、そしてまた、十分に取り組んでいただけるような説得をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

11番 古久保君(登壇)

○11 番

この質問については、答えは大体一緒なんです。ですから、20年間ずっとこれ、続いているわけなんです。やっぱり経営者の事情も受け入れているわけなんです。だから、そういう経営者の事情、さらには、今、耐震というふうな形でプラス、そういうものが背負っておるわけです。経営者、ますます苦しいです。そんな中で放っておけば、これ、まだ20年たっていますけれども、30年、40年たっても、つないでもらえない状態が出てくるんじゃないかと、私は危惧するわけなんですけれども。

その辺のところ、この単独浄化槽をいつまで放っておくのか。これを雑排水が流れている、白良浜の沖へ流れているということについての、皆さん方の白良浜を心配するという気持ちがないのか。私は小さい時分から白良浜を見て育っているので、これが物すごく、今、変化してきているんですよ。その中で、こういうことを今、心配しているんであって。これについて、旅館、宿泊施設なので、観光協会、旅館組合、こういう組織がどういうふうに思っておられるのか、その辺のところを聞かれたことはあるんでしょうか。その辺、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

この現状を旅館組合ですとか、観光協会ですとかには、特別にこの議題についてお話しを

したことは、私はありませんけれども、やはり、内容的には皆さんよくご存じやと思います。そういった機会を設けることによって、啓発活動が進むのであれば、もちろん、そういうふうなこともやっていかないといけないと思っております。白良浜周辺の、湯崎から白良浜にかけては、非常に大事な海岸線でございますので、その中で単独浄化槽のままとか、あるいは合併浄化槽も含めて、つなぎ込みをしていただいている宿泊施設については、もっともっと、もちろん耐震化のこともございますけれども、我々としては、最優先にこれをお願いしていかないといけないというふうには思っております。また議員の皆様にも、もし時間があれば、一緒に行っていただくとか、そういったことも含めて、啓発活動と同時に、これから粘り強く、下水道へのつなぎ込みのお願いをしていきたいというふうには思っております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

町長の言われるとおり、私も下水道の窓口には再三行って、協力できる場所があったら呼んでくれよと、私もついて行くよということも申し入れております。そんな中で、いろんな事情があるということも聞いておりますけれども、この5軒の分、5施設の分、この20年の間に経営がかわっている施設がありますね。私の知る限りでは3施設ぐらいは、たしか経営者がかわったと。最近かわっておられる。10年の間にかわっておられると思うんです。

この経営者がかわって、再出発、営業をするときに行政側として、この施設に対する、経営者に対する指導はどこまでやられておられるのか。どういう指導をされたのか。また、許可の条件として、どういう条件があって、町としてのマニュアルがどこにあるのか。その辺をお聞かせいただきたいのと、再び営業するために許可を出す窓口、行政側の窓口はどこであるのか。その辺、ちょっとお聞かせください。

○議 長

番外 上下水道課長 濱口君

○番 外（上下水道課長）

今、経営者がかわった場合の町の取り組みは、一体どのようにされているのかという質問と、営業再開時の許可権者、そこがどこかというご質問だと思います。

まず、経営者がかわった際の町の取り組みについてでございますけれども、当然、今、議員さんおっしゃられましたように、幾つかの施設があります。ただ、ある施設では、経営者がかわってからすぐに、相手方につなぎ込みの啓発等を行うことができなかつたことも事実でございます。ただ、つなぎ込みの啓発は現在も定期的に続けてございます。

また、相手方との話の中で、下水道のつなぎ込み工事等の概算額も算出いただいて、検討もしていただいている施設もございます。今後も引き続き、つなぎ込み啓発に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それと、営業再開時の旅館業の営業許可につきましては、県の保健所が管轄されております。直接保健所に確認をいたしましたところ、特に、下水道供用区域における下水道の未接続についての特別な基準は規定されていないというお話でございました。

以上です。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

県の保健所が許可を出すということまでいただいております。ですけれども、白浜町として抱えている問題。この下水道特別会計。一般会計から3億強の繰出をしながら、苦しいでしょう。そんな中で経営者がかわったときに、白浜町は下水道は絶対につないでもらわなければなら許可は出せませんよ。やっぱり観光協会、旅館組合、これは地域のこういう団体に加入してもらわなければ、白浜町になじんでもらわなければ許可は出せませんよというふうな、やっぱり行政側の指導があつて、私はしかるべきだと思うんですよ。

だから、その辺の厳しさが無い。だから、今までこういうふうに、行政側に経営が苦しいんやよ、つないだら、物すごい年間、下水道料金が要るんやよと、支払わんなんねよという、そういう経営の苦しさを理解されているのか、そういう形で認めておられるのかというところでは甘いところがあるんじゃないかなと、私は思っているんですけれども。

その辺の厳しさ、これから営業される旅館が湯崎に1軒、これから営業されるところが多分出てくるだろうと思うんです。その辺の施設についても、きちっとした指導をしていって、白浜温泉の観光に協力してくださいよ、お宅らがやっぱり、観光客に一番先に接する業種ですので、そういう形でも白浜温泉、今、こういう疲弊している、町なか寂しくなっているこの白浜温泉を立て直すために、大手の皆さん、ご協力くださいよという思いを、やっぱり行政側として伝えるべきじゃないかなと、私は思うんですけれども、その辺についてどうでしょうか、町長。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

この私自身も3年たつて、なかなか進んでいないというふうなことは、非常に反省しております。やはり、取り組みについては、甘いと言われても仕方がないという部分はございます。

平成24年度からは補助制度もちろんありまして、大口については30万円、上限30万円ということで補助制度を出しております。これでは十分ではないのかもしれませんが、家庭の分におきましては上限がありますけれども、20%ですとか、今までも補助制度を活用してもらっているところもございます。町内会の中でも、接続率が非常に伸びたというケースもございます。これは町内会長さんの大きな努力だというふうに思っておりますし、やはり、ばらつきがまだあるわけです。ですから、そのあたりの啓発活動、もちろん、こういった接続のマニュアルというの、私も手元にあるんですけれども、こういうのが、なかなか活用されてないといえますか、そういったこともございますし、やはり、重要性といえますか、必要性といえますか、まず、下水道事業のあり方、そしてまた、その意義をもう一度町民に啓発はしておりますけれども、まだまだできていないということはございますので、大口、それから各家庭においても、未接続のところについては、やはりもう一度、粘り強く議員の皆様とともに、お知恵をいただきながら、どういう方法があれば、どういうふうになればもっと理解が進んで、接続が大きく変わっていくのかということで、少し時間をいただきながらやっていきたいなというふうに思っております。

○議 長

○11 番

ありがとうございます。それでできるだけ早くそういうところを、やっぱり白浜温泉を支えておられるこの企業に対して、やっぱりきちっと行政が、再三再四にわたりアタックしていかなければ、理解できないだろうと思うんですけども。

その核心に触れます。5施設の中で、ある施設のところは6年前に浄化槽が故障して、穴があいて水が漏れて、白良浜に垂れ流しになっていた。油も何か、白良浜へ間一髪で流れ出す事前にとめたというところで、浄化槽を埋めてしまった旅館があるんです。浄化槽を埋めてしまって、そのときに行政側が経営者と、そのときは前の経営者と話をされて、そして、応急の措置で汚水だけ、便所の分、小便、汚水、小水。その分だけのルートをメーターをつけて下水処理に流していると。6年間、それを流しております。そのときに、何で一緒にできなかったか。

というのは、やっぱり、雑排水となれば厨房がストップされます。そうすれば、やっぱり旅館業の営業に影響しますので、ちょっと営業をストップするわけにいかないから、早急にするから雑排水の分については堪忍してよと。早速検討しますよという形で6年間来ております。大体、それは平成21年ぐらいの話だと思うんです。

6年間、そのときの行政側との調整の数量があるんですよ。これは、私が個人的に手に入れたものなんですけども。これによりますと、そのときに行政側と交わしている部分があるんです。

大浴場とか屋外散水、これについては家庭でも一緒です。大浴場の場合は温泉がまじっているから、これは免除します。外部の散水については、これは免除します。これは小さな家庭でも一緒です。外にまく水は免除しますよと、下水道料金に入りませんよというのはあります。

その中で計算されているのは559万、約600万近い。これが免除されているんです。そして、全体に、その施設の全体で、下水道料金に換算した金額が1,490万あるんです。そのときにきちっとつないでおいてもらえれば、毎年1,490万ぐらいのお金は特別会計へ入っているんです。そして、汚水だけの計算として100万。これは多分、行政側に入っているだろうと思うんです。これ、毎年、これ6年間ずっと入っているだろうと思う。まだ決算、私見ていませんので、ちょっとわかりませんが、多分入っているだろうと。この資料では。

だから、6年間で600万しか入っていない。そのときにきちっと指導しておれば、1,500万ぐらいの金が入っているんです。これ、6年間と言ったら、8,000万、9,000万。簡単に言うて、そのぐらいの金額が今まで入っているんですよ。

それで、今、窓口から説明された5施設。これがほとんどつないでない。これを簡単に説明すれば、5施設で五九、四十五、4億9,000万という金が下水道特別会計に入っているという簡単な単純な計算ですけど、私はそれぐらいしかできませんけれども。4億ぐらいの金が入っているんです。それがそのときに処理しておれば入っているんですけども、やっぱり20年、6年というふうな形で、安易な判断をしていることによって、毎年我々の税金、一般会計から3億というお金が繰出しているという、この現状なんです。

だから、やっぱりもっと努力して、きちっと何とか、もうちょっと強く、白浜温泉で商売

しているんやから協力してくれよ。財政も厳しくなっているんだから協力してくれよというお願いに、その姿勢が何とかならんかなと、私は個人的に思うんですけども。その辺の思い、どうですか。

○議 長

番外 上下水道課長 濱口君

○番 外（上下水道課長）

今、議員、おっしゃられるように、公共下水道の未接続につきましては、本当に公共用水域の水質保全に与える影響が多いと。また、白浜町の下水道事業の経営状況にも、大変大きな影響を及ぼすと考えております。何回も申し上げますけれども、今後は早期に接続していただけるように、本当に啓発に努めてまいり所存でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

最後ですけれども、その大型施設について、早急に対応されるのか。また、向こうの事情、相手の事情を聞いて、いつまでもずるずると認めていくのか。その辺の決意だけちょっと、町長、聞かせてください。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

これは、やはり大型施設、大型のホテル・旅館の中で、未接続のところについては、特にタイミングというのがあるかと思ひます。やはり耐震化工事、耐震改修ももちろんやらないといけないところ、5,000平米以上はそういった対象になっておりますので、そここのところとの兼ね合いがございますけれども、やはりタイミングとしても各旅館・ホテルもこの接続はやらないといけないというふうな認識はあるんです。ですから、そこに持ってきて、どのタイミングで、今、非常に経営がやっぱり厳しいと。これだと潰れてしまうというふうな危惧、心配もありまして、そここのところを言われますと、ちょっとどうしても我々も、それ以上のことを言えない部分があるんですけども、この必要性というのをぜひ認識していただいて、もっと強く今後、新しいホテルがまたオープンするにしても、あるいは今現在のホテル・旅館が継続するにしても、町として、私をトップに営業をして、お願ひしていくという姿勢は、これから持ちたいというふうに思っております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

これで終わるつもりやったけど、肝心なことを忘れていまして。

この6年間の間に一般町民のほうに下水道料金、一般町民だけじゃないけど、下水道料金の値上げがありましたね、この6年間の間に。これ、いつかちょっとわかりませんけど。だから、この大型施設、白浜温泉で営業しておられる方がこういう状態で、それで一般町民に下水道料金の値上げ、これ、お願ひして。いろいろ意見はありましたけれども。最終的には値上げしている。

だから、そういうことが集金できない中で、一般町民が負担をしている。これはぜひとも言ってくれということで、私は頼まれております。その中で、ちょっと今、質問しておりますけれども。この辺の不公平さ、何とも言えん、どこへぶつけていいんかという町民の気持ちというのは、私、わかると思うんですけども、その辺についても、もう1回。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

これは町民の方々にも、いろんなご意見をいただいております。やはり、公平性の面から、不公平ではないかというふうなご意見は多々ございまして、この使用料につきましては、下水道使用料は平成23年の4月1日に改定しております。平均13%程度の値上げ幅になっております。その負担がやはり、町民の皆様にもやはり大きな負担となって、しわ寄せはいつているというのは現状でございますので、この事業当初から料金の改定をしばらくしなかったわけですけども、23年にお願いをしまして、今に至っているわけでございます。

そういった意味では、接続率がまだ70%前後ということで、全国平均でも90%を超えておりますので、そのあたりはまだまだ低い接続率になっておりますので、今後、寮・保養所のみならず、この旅館・ホテル、そしてまた、家庭のほうもそうですけれども、1軒当たりの使用量の減少等によって、使用料の伸び悩みもございまして、これからは経営状況が、もちろん、最優先に、ホテル・旅館は経営状況を一番加味しながら、もちろんやっているとは思いますが、我々町としても、そのことはわかりますけれども、やはりまずは、接続率向上の啓発に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議 長

11番 古久保君(登壇)

○11 番

最後、最後になりますけれども、これは何回も質問しなくてもいいように、質問したおかげで、本当に前へ進んでいますというところの感謝の気持ちが込められるような、行政の指導をお願いしたいなと思います。

町長は世界に誇れるリゾート観光というような形でおられるので、やっぱり白浜温泉、観光に従事の方がこういう姿勢では、倫理感のないような姿勢では、世界に誇れる白浜温泉にはならないと、私は思うんです。これ、やっぱり底辺のこういう問題を解決していかなければ、上側だけ何ぼきれいに着飾っても、私はだめだと思うので。足元からきちっと立て直さなければ、やっぱり皆さんのご理解を得なければ、私は白浜温泉の将来が危ぶまれると思っておりますので、この質問については終わります。

そしたら2番目。白浜第一小学校。

○議 長

浜のほうはいいんですか。

11番 古久保君(登壇)

○11 番

ごめん、そうや。これも浜はちょっと言うだけで、白良浜に関して、この間、砂まつりがありまして、これを見に行っただけです。これは写真を撮ってきているんですけども、この砂まつりを見ている後ろに、階段のほうに、こういう黒いものがあるので何かなということ

で、私、行ったら、これ、小さい貝殻の殻の固まりなんですよ。流れ着いているんです。今まで白良浜にこんな光景見たことないんです。これが沖まで、その前にちょっと大波があつて、大潮のときに上まで流れてきている、台風のとかなんか、あの階段のとこまで流れますけれども。それに持ってこられた貝殻だと思うんです。この貝殻が今、こういう現象が白良浜に出てきているんです。

前回、3月にも黒砂の件も質問しました。これについては、笠中課長、きちっとした対応をしていただいて、県とも相談していただいています。その上にまだこういうのが出てきましたので、ちょっと白良浜、変化しているのかな、変わってきているのかなという心配がありますので、これは多分、潮の流れだと思うんですけども、この辺も専門家に、3月にプラス、調査していただきたいなということをお願いしたいと思います。これはそれだけです。

○議 長

事前に資料での説明を許可しておりましたので、ご了承のほどお願いいたします。

それでは、白良浜周辺の環境と民間に対する指導についての質問を終わります。

次に、2点目、白浜第一小学校施工業者決定後、PTAまたは周辺地域説明会にも説明のなかったアスベスト問題の真実を問うの質問を許可します。

11番 古久保君（登壇）

○11 番

それでは、2番目の、今、議長が言われました項目について、質問させていただきます。

まず、この石綿障害予防規則というものがあるんです。それに基づいて、建物を解体するとき、事前調査の充実が記されておるんです。設計段階での管理責任としての事前調査は徹底されたのかということで、最初にお聞きしたいんですけれども、その辺だけ。

○議 長

当局からの答弁を求めます。

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

設計段階での管理責任者としての事前調査ということで、その徹底についてご質問いただきました。

まず、法律の経過から簡単に申し上げますと、平成17年6月に全国各地でアスベストによる健康被害が続出していることが明らかになって、深刻な社会問題となったことから、同年7月に特定化学物質等障害予防規則から石綿関連を分離し、今、古久保議員がおっしゃった単独の規制である石綿障害予防規則が制定されたということでございます。

その後、平成18年9月に石綿障害予防規則が改正されまして、規制対象を石綿1重量パーセント超えから、0.1重量パーセント超えに、10倍に拡大されてございます。本来であれば、施設の管理者といたしまして、こうした規則等が改正された平成18年以降に再度調査を行うべきであったと考えておりますが、アスベストが含有する西富田小学校につきましては、封じ込み処理を行い、その後、改築を行ってございます。

また、白浜中学校につきましては、囲い込み処理を行っており、白浜第一小学校につきましても囲い込み処理を行っており、あわせてアスベスト含有の分析結果が含有せずとなっておりますので、再調査のほうは実施しておりませんでした。

今回、工事請負業者が労働安全衛生法に基づきまして実施したアスベスト含有調査で、現

在の基準値を上回るアスベストが検出されたところでございます。このような経過から、設計段階での事前調査の徹底についてはできていませんでした。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

事前調査ができていないという答弁をいただきましたけれども、これ、私、今、ちょっと資料として、アスベストに関する基礎知識という資料を持っているんです。これ、議長には渡していますけれども、ここまでをちょっとします。

今、平成17年という、そこで騒がれたという答弁いただきましたけど、もともと、これが騒がれたのは平成7年、阪神大震災。このときに建物がたくさん壊れて、その解体のときに石綿が飛散して、すごく問題になった。その辺から問題になってきたんです。そのときに5%から1%と、石綿の含有率、5%から1%と定めというふうな形で、そこで1%になっている。だから、平成7年から17年までは1%でいけたんです、平成17年まで10年間、これは1%でいけたと。

そのときの資料が、今、行政側が説明された、そのときに、いつ調査されたのか知らんけれども、含有なしと、石綿は含んでおりませんと、1%以下であるという判断をされた。その後の18年にコンマ1に変わっている。この変更されたときに行政側も、要するに設計者も、その辺のところは全然理解していなかった。情報も得てなかった。こんな簡単な資料も手に入らなかったという、私においては信じられんような状態があった。これがまかり通っていたんです。

これは町民の方は知りませんね。この間も学校で説明会がありました。これは施工業者がきちっと、健康には害ないですよと、問題ないですよという形で、住民の方は安心されました。それで、きちっとした処理しますという説明をされていました。私は傍聴に行って聞いております。それで、町民の方とかPTAのご父兄の方は安心されております。それはいいんですよ。

けれども、行政側と基本的に設計としてやっている業者。名前は言いませんけれども、大手の業者ですね。白浜にも大概設計されています。その方がこの法律が17年か18年にコンマ1に変わったということを知らない。そのまま設計をしてしまったというところが、今、私は問題にすべきだと思っておるんです。私、全協でも言いましたけれども。

だから、その辺のところは、一番問題になっているところなんですけれども、また全協で資料をいただきました。それによって、コンマ1という変更したのにもかかわらず、施工業者は施工にかかる前に、自主的にこのアスベストは、かなり業者としてはシビアに考えております。一番注意せんならんところなので、自主的に自分の費用で一応分析した資料があるんです。これは全協でもいただきました。

その中で、資料として、普通教室の天井材にはコンマ95オーバーしているんです。含有あるんです。これはクリソタイルという白い石綿なんです。石綿にもいろいろ種類があつて。白いほうなんです。CHRかな、0.95。それから、渡り廊下天井材。これは天井材という器具です。天井張っている器具です。その中に含まれているのが3.9。この3.9になれば1%以上になるんです。これ、含有せずという判断がどこからきたのか。これ、何ぼ器具でも、解体してそのまま処理すればいいですよ。これ、大きな天井板、大きなまま運んで

いって処理できるか。もしかしたら切って、切ったときに石綿の粉が飛ぶんですよ。そのときに3.9という含有率があるんですよ。これ、既にそこで、行政側の含有せずという情報を流したということに対して、それをうのみにした設計、これに対する責任は物すごく重いんですよ。

それから、床材においては6.9あるんです。保温筒、これは設備、配管関係に巻く保温筒なんですけど、これには入ってこない。それで、屋根の材料。これは波型のスレートです。このスレートにも、これ、切ったら出て来るんです。そのままやったら出てこないんです。切って、もし粉が飛んだら、あるんですよ、これは。これは7.9もあるんですよ。

だから、こういう資料が施工業者から調査されて、この前に、施工業者請負が済んだ前に、仕事にかかる前に、施工業者というのは、やっぱり設計に基づいて、仕様書に基づいて、特記仕様に基づいて仕事をするわけなんです。そのかかる仕事する前に、やっぱり設計図面において、質疑書が行政側に届くんですよ。行政側から設計事務所に、たしか回るはずなんです。

その段階で、業者側は第1番目に、既存校舎等解体物に吹き付けアスベストレベル1、レベル2はありますかと質問しているんです。それで2つ目に既存校舎解体物の玄関等の天井材はフレキ板ですか、アスベスト含有ですかという質問。たくさんある中で一番トップにアスベストについての質疑書が出ているんです。その回答に、アスベスト含有なしと、今、次長が答えたような、これを書類で施工業者に渡しているんです。

今、私、一番心配するのは、この回答によって、もし施工業者がこのアスベストに対して軽く考えておいたら、どういう結果が出たか。工事の工法も変わります。解体したときに飛ぶんですよ。それが飛散してから、近所から文句言われてから、子どもにかかってから、これ、問題にされて、これ、施工業者が含有なしと書いているやないかと。そやから私ら、やったんやよというような形で開き直られたときに、行政はどう責任をとるか。設計事務所はどう責任をとるんなど。これ、大変な問題なんやよ、これは。世間的に知られた場合、これ、無断でやった場合、今の世の中、このアスベストというのはすごい問題なんですよ。コンマ1やから、ふーんと思ってるか知らんけど、そら、コンマ1では体には影響ないですよ。だけど、やっぱり、この中で6.9とか3.9、7.9というふうな、この含有率がある中で、これ、器具やさかいに関係ないんですよという、全協ではそういう答弁もされてはいたけれども、そういう問題じゃないんですよ。

だから、もっとシビアに工事の発注をしていただかなければ、これ、後、やっぱり工期も延びるんです。これ設備。小学校の説明のときにいただいた資料。施工業者はこういうふういきちっと目張りをして、粉は全然外へは流れませんよ。換気扇できちっと袋へ入れて、その袋へ入った石綿は県内では処理するところはない、三重県のどこかで処理すると。それを持って行って処理するんですよ。それぐらい大変なこれ、工事なんですよ。これ、分かったことによって、これだけの工事がまたふえるんです、この間の入札以上に。これがまた追加で出るんでしょう。

だから、こういうむだなところを、もっと細かく精査して、仕事を請け負ってもらうようお願いしたいと思うんですけども、その辺、ちょっと今、言ったところ、答弁お願いできますか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

教育委員会といたしましては、17年のアスベスト含有せずという分析結果を全く含まれていないと解釈いたしまして、その結果を設計会社のほうに提供してございます。設計会社としまして、町からの情報に基づいて、その平成17年の含有なしという結果を採用したということでございます。

工事請負業者のほうで、事前にアスベスト調査ということでやっていただいたという、これは石綿法の関係で、これ、請負業者は必ずやらなければならないことになっておりまして、そのあたり、これがもし、仮に石綿がある、なしという結果であっても、業者のほうは必ずこの解体の前にはこの石綿法によって、調査を行うということになっております。

今、議員おっしゃったように、アスベスト除去による工期の延長であるとか、費用の増額、また、地域住民の皆様、それから子どもたちへの影響を考えますと、そういった調査等ぬかった部分については、本当に不注意であったということを反省してございます。今後はこうしたことのないように、事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11番

施工業者は事前に調査するというので今、答弁いただきましたね。私、当初からそれがわかっていて、事前に調査した結果、今、この辺、出てきたと。ということは、工期においても追加補正においても、ある程度覚悟はしていた、予想はしていたという捉え方でいいんですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

事前のその調査というのがぬかった部分については、本当に教育委員会の落ち度であるということは認識してございます。ただ、17年の結果のほう、こちら、含有せずという結果、そのまま全く含まれていないという解釈をしてしまった部分、その部分は非常に反省をしている部分でございます。

また、そのときの結果を分析をお願いいたしました会社のほうに、問い合わせをしたんですけども、別の会社、同じような分析の会社にも問い合わせはしておるんですけども、当時の分析結果の記載については1%を超えているかいないか、それだけの判断であったので、1%以下の含有であれば、含有せずでも法的には問題ないということなんですけれども、そのあたり深く、おっしゃるように、突っ込んで調査しなかったという部分は、本当に落ち度と申しますか、不注意であったと考えてございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11番

落ち度であったという形で認めてはいただいているけど、それだけでは済まないんですよ。それで、やっぱり小学校の天井、一応、問題になって封じ込め作戦やっていますね。封じ込

めているから下から見ていたら、表面だけ見たらわからない。それでずっと子どもらはその下で勉強していたんですよ。封じ込めているから。それが完璧に封じ込められているかどうかというのは別の問題としても、そんな中で、そういう封じ込めやっていますよという、過去の現状がある中で、設計事務所が設計する段階で、封じ込め、何でしたんやろなという疑問も持たなかったのか。含有せずという言葉だけを信用して、うのみにして、事前調査も何もせなんだのか。事前に天井板1枚くらいめくって検査ぐらいできなかったのか。その辺がすごく不審に思うんですよ。

だから、本当にプロとしての仕事をしておられるのか。余り私、民間のことを言いたくないですけども。本当にきちっとしたものを持っておられるのか。その事前の調査というのは、やっぱり行政側もあるんです。行政側が一番知っているんでしょう、封じ込め作戦したということは知っているんでしょう。そしたら、この紙1枚の含有せずというだけを信用して、事前に現場の調査というのは、やっぱりすべきだと。これは常識ですべきだと思うんですけども。その辺の認識はどうですか。何ぼ聞いても同じ答えやろうと思うけれども。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

封じ込めを行ったという部分ですけども、これについては、平成17年に県から指導がございまして、アスベストが含有されている可能性のある施設については使用してはいけないという通達がございました。その中で、平成17年8月17日に分析のほうを、サンプル調査で分析をお願いしたところでございますが、結果が出るのに2カ月かかるということでございましたので、その当時、3つの小中学校でアスベストの含有の可能性のある学校がありましたので、その3つとも夏休み中に何とか封じ込めて、授業の支障のないようにという形の中で、3カ所全て封じ込め、それから囲い込み工事をさせていただいたところでございます。

その後、10月20日ぐらいだったと記憶しておるんですけども、その会社のほうから分析結果が提出されまして、西富田小学校と白浜中学校については、2%の飛散性のアスベストが含有されておる。白浜第一小学校については含有せずという結果をいただいて、そういった形で当時は含有なかったという認識でございました。それがずっと今回解体するまで、そういった認識でおったということではございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

ということで、最終に入りますけれども、これ、私はこの問題については、軽く済ますわけにはいかないのです。この辺、やっぱり責任、やっぱりプロとしての責任。この辺、業者としての厳しい面、やっぱり問いたいと思うんですよ。やっぱり、これ、設計事務所としては、私は全然なっていないという判断しています。行政側もこれ、設計においても指名入札でやっておられるんだと思うんです。それで、指名願も出ていると思います。その中で、指名選考委員会か何かで業者を選ぶんでしょう、入札業者を。そのランクの中に、この業者がずっと入っておるんですよ。こういうA級ランクの設計事務所が、10億超すような設計をされている業者が、こういう本当に些細なミス、これ、ミスではおさまらないんやけれど

も、こういうことをしている業者に対して、行政側としての指導。例えば指名停止。そういう処分はあり得るのかどうか。考えておられるのかどうか、その辺、聞かせてください。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

今おっしゃった指名停止等の処分を行うとなると、教育委員会のみでの判断ではできませんので、必要に応じまして、町当局とも協議、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

このことにつきましても全員協議会で皆さんの意見を通しながら、設計事務所、そして当局、行政側との責任次第については、次の全員協議会に答弁を戻すということになっておりますので、その辺も認識しながら、当局の質問を終わりたいと思います。

11番 古久保君（登壇）

○11 番

今、議長からもお話がありましたように、一応それで全協もあることですし、そのときにまたしたいと思えますけれども、その辺のところははっきりと出していただいて、そういう結論を、行政側としても町長側としても、町長の気持ちも伝わるようお願いしたいなと思います。

それでは、この質問は終わりますので、よろしくをお願いします。

○議 長

それでは、2点目の白浜第一小学校施工業者決定後、PTA又は周辺地域説明会にも説明のなかったアスベスト問題の真実を問うの質問は終わりました。

次に、3点目、平成26年度補正による地方創生先行型事業観光行政の総合戦略づくりについての質問を許可します。

11番 古久保君（登壇）

○11 番

それでは、3番目、地方創生先行型事業についてということで、議長のお許しを得ましたので、質問に入らせていただきます。

まず、平成26年度の補正事業概要の内訳ですけれども、これ、当局から出された限り、外部団体への委託が多く、中身は余り今、言いませんけど、後で触れますけれども、地元根づいている人々の自発的な取り組みを育て、広げる考えが見当たらないが、どのような考えなのかということを中心に、聞きたいなと思っております。

地方創生というのは、やっぱり、行政側、そして地域住民の歴史、いろんな考え方、地域住民の方々の知恵、そういうものを結集して、議会とともに三者一体となって白浜というものを考え直す。それに対する事業費であるというふうに、私は理解しているんですけども、中身を見る限りでは余り期待できるようなところはないので、その辺について、詳しくお聞きしたいなと思うんですけども。

やっぱり、地方創生と、国から投げかけられているんです。これに食らいつくのが、地方の行政なんです。言葉は悪いですけど。それをきちっと生かして、みんなで考える。行政サイドだけで、この事業についてはどこかへ委託して考えてもらって、コンサルにでも考え

でもらって、それを出したらいいわというふうな、とは思いませんけれども、そういうふうな内容があるように見受けられるんです。

だから、やっぱり地域の人が抱えているいろんな望みやとか、思いとかいうものをやっぱり行政がまとめてあげる。議会がそれにかかわっていく、そういう姿を、この事業は、私は物すごく大事だと思うんです。県も力を入れているんです。国も力を入れている限り、やっぱり県も入れているんです。この間、知事がそういう会議で県下の市町村の首長を全部呼ばれて、その話もされたと思うんです。

そんな中で、やっぱりこの補正の予算に関しては、また事業の計画によっては10月までにできるだけ協力してほしいよと、策定してほしいんだと、前倒しで10月までに出してくれというふうな県からのお願いもある中で、白浜町は来年の3月までというふうな答弁をされているということで、地方紙にも載っていましたけれども。そういう中で、白浜町の行政側のこれに対する熱意というのですか、その辺のところを、最初にお聞きしたいなと思います。

○議 長

当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

今、議員から地方創生先行型事業に対するご質問をいただきました。国の緊急経済対策によりまして、地域活性化、地域住民生活等緊急支援のための交付金が創設されまして、本町でも、この交付金を活用した経済対策関連補正予算を3月の定例会におきまして追加計上し、議決をいただきました。

この交付金事業のうち地方創生先行型では、町の総合戦略プラン策定事業を含む10の事業がありまして、順次その取り組みを進めているところでございます。地方創生先行型事業は、町が策定いたします平成27年度からの5カ年計画であるしらはま版総合戦略プランで盛り込まれるべき施策を、国の緊急経済対策といった制度の中で、策定する前に一部先行的に実施しなければならず、そのために短期間でこの各事業をとりまとめたため、割合的にも委託事業が多くなったものというふうに感じております。

今後、平成27年度末までに、しらはま版総合戦略プランを策定することになりますが、6月、この中旬から下旬にかけて、課長級による戦略本部の設置、7月の初旬には各分野からの代表者による有識者会議をそれぞれ設置をして、協議並びに意見交換をしていく予定となっております。その中で、私といたしましては既成概念にとらわれない、白浜ならではのオリジナルな施策をより多く、この戦略プランに盛り込みたいという思いであります。議員ご指摘の地元に基づいた方々による自発的な取り組みを育て広がっていく施策も、大いに盛り込むべきだというふうには思っております。

そしてまた、そのためにも多くの地域の皆様方のご意見やいろんなアイデアを吸収して、集約していくといったプロセスを積み上げていきたいというふうに思っております。また、世界に誇れる観光リゾート白浜を目指すためにも、やはりインバウンドのお客様の誘致をさらに深めることができるよう、海外へもっと目を向けて、主力産業である観光業の発展、さらには高齢化が進む地域での集落支援や定住促進、少子高齢化対策などの課題に対して、どういった施策が必要なのか、知恵を出し合い、取り組みを進めていきたいというふうに思っ

ております。

もう1点は先ほど、上乘せをして早く前倒しをして、総合戦略を策定してはどうかということもご意見いただきましたけれども、これも今回も随分と我々の中で、庁の中でも検討いたしました。その中で、地方創生先行型の事業に対しましては、交付金が上乘せされるというふうなことで通達もいただいておりますので、早速私自身からも町の幹部の皆さんにもお願いをして、何とかならないかということで議論を深めてまいりました。

これは10月30日までの総合戦略プランということで策定した場合は、一地方公共団体当たり1,000万円を上限として交付を検討しているというふうな内容の説明でありましたので、この分についてどうだということでも議論をしまして、最終的にこれはもちろん、10月となるとかなりのスピードでやらないといけないという、また、非常にその作業的にもタイトなスケジュールになります。これも今の町職員の状況を考えますと、なかなかこの一定の結論といいますか、結果を出すのは難しいのではないかなということもございます。ただ、やはりできるだけつくりたいのはやまやまでございますので、この総合戦略プランを作成するに当たりましては、町に合った、白浜町に応じたその総合戦略プランをつくり上げていくことが最重要だというふうに考えてございます。

それにはできる限り、地域の皆様方の意見をくみ上げること、あるいは、町の将来を背負う若い世代の方々の皆様がどのような思いを持っているのか、アンケート調査も行いたいというふうに考えてございます。そういったことも考えますと、どうしても、この10月までというのは、ちょっと厳しいかなということがございまして、何とか27年度中の早い段階で、策定期間を少しでも前倒しして考えてございまして、そういった形で皆様方のまたご協力、町民の皆様にもいろいろとご意見、そしてまた、いろんなアイデアをいただきたいというふうに思っております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

10月までに厳しいというご答弁をいただきましたけど、私としては、この事業一覧表、これ、3月議会で補正で出てきましたですね。それまでに、これは国から去年の12月ごろに通達があったように思うんです。それから3月にこういう、あったからといって、ぱぱっとこう何か、思いつきぱったりでつくったような、私は捉え方をしているんです。中身がないように思うんです。

そのときに、そういう今、町長が答弁されたような、本当に白浜町民の考え、思いを、ああ、これはこういうときにこれを使ったらいいんだという発想ができなかったのか。やっぱり、世界に誇れるリゾート白浜を目指すためには、これを町民挙げて、生きたお金に使いたいという思いにならなかったのか。これが残念なんです。そうすれば、私、10月には、十分いいものが皆さんと一緒に考えられたんじゃないか。今、白浜町民の中でいろんなことを提案され、提言される方がおられますよ。だから、そういう人等のご意見を聞く機会が十分に、この6月までにあったように思うんです。その辺が物すごく残念なんですよ。

そんな中で、一応、この1億の予算の中で、ちょっと部分的にお聞きしたいんですけども、地方創生先行型事業で、総合戦略策定事業というところに、具体的にこの総合戦略策定支援業務と、それに対する委託料という形で900万円が載っていますけれども、これを具

体的にちょっとご説明いただきたい。

それから、アートプロジェクト事業。アートプロジェクト事業の補助金というような形で、これ、どの団体に出す補助なのか。全然、私はわかりませんので。

それからまだ、委託料、委託料と続きますけれども。観光費の中の2番目のところに、体験型観光強化事業。これについては、私は今も続いておりますので、やっぱり日置の体験型観光という形で、地域の人々が一生懸命やっておられる。これに対する強化事業というような形で後押しする、行政が後押しをするという、この姿勢は、私はこれだけは一応、とりあえず評価はしているんですけれども。

それから次に、白浜観光ビジョン策定事業。この世界に誇れる観光リゾート白浜という中で書いておりますけれども、この産業経済効果実態調査。これにおいても、実態調査の中にも、観光のほうに依存率43%かな。何かそれ、出てましたですね。だから、白浜町というのは観光で経済が成り立っているという町なので、これに趣きを入れるというのは大事なことだと思うんです。そのためには何をせんなんかというところをお聞きしたい。

それから、割引券、宿泊プラン。次、これ、旅行エージェントタイアップ事業。私はこれについては本当にこれ、してあげて、2,500万も予算を組んで、エージェントとタイアップして、このお金が本当に生きてくるのか。白浜の住民に対して本当に生きてくるのか。この一部業者だけがお客さん割引で入ってきて、たくさん泊まった。きのうの質問の中にもありましたけど、数だけ見て、中身が伴わない。これが今、白浜の現状だと思うんですけれども。白浜に泊まってくれたら300万という観光客のこの恩恵を、この地域が町なか潤っているかと言ったら、この辺の心配もしているわけなんですけれども。

それから、観光プロモーション事業という形で、台湾及びこれ、インバウンドですか、ホノルル。これも3月の全協か何か、町長と観光課長とそれで何人かでホノルルへ行って、という形で、観光課長が、あなたら白浜から来て、何か役に立つのかというような、その言葉ははっきり覚えてないけど、意義があるのかというふうなことを、向こうの人から言われたという話も聞く中で、私もそう思います。ホノルル。

白浜とホノルルと提携して、こっちから行く分にはいいですよ。向こうからお客さんが送ってくれるかという、この心配は、そこまで世界に誇れる白浜じゃないという、自負はしておりますけれども。そんな中でホノルルから白浜に来てくれるかなという心配があるので、これに対しても予算を入れておられる。言ったら、いろんなことがあるんですけど、とりあえず、この中で個々にしてもらわんでも大ざっぱに、できたら答弁していただきたらと思います。

○議 長

ただいま、地方創生への具体的な問いが、5点にわたっておりますが、今、質問あるように簡潔に答弁を願いたいと思います。

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま古久保議員より、観光部門で幾つかこの先行型を含め、地域消費喚起型事業について、ご質問をいただきました。

まず初めに、白浜町観光ビジョン策定事業について、ご説明させていただきます。予算は600万で、これは地方創生の交付金には当たらず、一般財源で600万を支出して計画を

立てております。白浜町の先ほど議員も申された経済効果実施調査に基づいて、町の現状の認識のもとを将来への展望と方針を明確にして、地域の資源を磨きながら世界に誇れる観光リゾート白浜、オンリーワンの観光地というテーマのもと、白浜温泉の活性化を目指す観光ビジョンを策定したいと考えております。

現在、取り組みとしまして、コンサルに企画提案書の提出をお願いしております。もちろん、こういうビジョン策定でありますので、コンサルと協力して、言葉は悪いですが、コンサルに丸投げということではなく、コンサルが決まり次第、経済団体、また、地元有識者とも協議をしながら、どういうものが今の白浜の観光に欠けているのか。もっといいものがあればここを伸ばそうじゃないかと、そういうふうな協議も進めて、よりよい観光ビジョンの策定に努めていきたいと考えているところであります。

次に、観光プロモーション事業であります。これはインバウンド観光の一層の推進を図るために取り組む事業と、担当課のほうでは押さえております。

まず、この6月末、25日から台湾等における誘客プロモーション事業を実施する予定です。この東アジアの方々がインバウンドで一番たくさん来ているということもありますので、台湾の現地でブースを置いて白浜町の観光PRをしていきたいと。参加者につきましては、役場、観光協会、旅館組合からメンバーを出して、地元白浜町の観光PRを行っていきたいと思います。

そして、先ほど議員ご指摘のありましたホノルルの件については、この3月議会の中では、台湾プロモート、そして、ホノルルということをやっておりますが、いろいろなご意見もお伺いしておりますし、ホノルル、ハワイと、友好都市というのも結んでいるんですが、ホノルルにかかわらず、インバウンドの数をふやす方法として、その辺は旅行会社、エージェントとも協議を進めて、こちらがホノルルへ行くのではなく、例えば、旅行エージェントの方を白浜に呼んで、それで、そのエージェントの方がインバウンドをどのように利用できるか、もっとこのような取り組みをすればインバウンドがふえるんじゃないかというような協議も含めて、今、検討しておりますので、少し内容のほうは、このプロモーション事業については変わる可能性はあると考えております。

次に、地域消費喚起の旅行エージェントタイアップ事業については、これが一番、今年度の地方創生の中での観光課の大きな目玉かと思っております。総事業費は2,550万で、これは町内の経済の好循環に資するため、首都圏をターゲット、これは首都圏オンリーという形でターゲットを考えております。これに割引特典付きの宿泊プランを旅行エージェントとのタイアップに商品化するというので、議員がご心配されている旅行エージェントにいいところを持って行かれて、地元にはお金が落ちないのではないかとということについても、これも丸投げということではなく、現在、エージェント会社と協議をしながら、この6月12日に提案書を出していただくようになっております。

そして6月19日にプレゼンを行っていただいて、これも町の観光課だけで話を聞くのではなく、経済団体の役員の方にも話を聞いて、そこでいい業者を決めて、割引率は1人2万円の割引を考えております。首都圏から来られる方が、実際5万円かかる旅行券を2万引いて3万円で来ることができると。あと、地元消費を喚起するために、そのうちの3,000円は地元のクーポン、商店、商工会や旅館組合や観光協会に加入しているお店で使えるクーポン券を発行するというのも考えておりますので、事業を2,000万として、2万円で

1,000本、そして、3,000円分が地元消費ということになれば、1,000本で300万、それにプラスして、たくさんのお金を地元消費で落としていただけるのではないかとこの取り組みになりますので、かなりの効果が見込まれると考えております。

観光課のほうは以上です。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

ちょっと10分ほどしかないので、まだちょっとあと、質問したいので、ちょっと提案だけで堪忍してください。申しわけない。この返事はまた後ほど聞きます。

それで、私の一番言いたいところなんですけども。この本年度の4月30日現在の白浜町全町内の男女別の人口調べという、この表があるんですけども、これは行政側でいただいたんですけど。これを見る限り、今、65歳以上が34.9%ということで7,845人、白浜町におられます。60歳以上になれば9,520人、白浜町におられるんです。合計2万2,465名の中で60歳以上が9,520人。言えば、一線を退いた還暦を迎えた後の方々が9,520人。そして、平成生まれの方は今、26歳、27歳。その方がトータルすると4,557人。我々は年寄り、私も含めて年寄りが9,520人。今、白浜町の現状がこうなんです。

これにおいて、後20年、30年なったときに白浜町はどうなるか。単純に私は心配しているんですけども、この平成生まれの方が4,557名、全てが白浜町に永住されてもこれだけ。家族を持っていただいても倍になるだけ、1万人はならない。そういう今、ちょっと詳しく分析はしてないんですけども、そういう今、白浜町の現状なんです。

それで、何を言いたいかというところなんですけども、私はこの60歳、引退した方、それから65歳以上、70歳以上、私は70歳以上ですけども。そういう方々が今、白浜町にたくさんおられるんです。そういう方々は人生の経験が物すごく豊富なんです、みんな。そういう方々にいろんなモーションをかけて、白浜町に協力してもらおう。ボランティアで参加してもらおう。そういう呼びかけができないものか。

私は今後、この9,500名の今、生きておられる年寄り。すごい値打ちのあるものだと思うんです。だから、そういう方々に協力を求めて、今のこの白浜町を立て直す。若い人だけに任すんじゃないしに、行政もしんどいんやと。人員も減らして細かいとこまで行き届かんといいところ。これを、この人達にお願いできないか。そのモーションをかけられないかということをお願いするのと、やっぱり高速道路ができて、きのうの話の中にもありましたけれども、やっぱり車の流れが変わってきますね。インターチェンジからフラワーライン。それによって平草原、空港のところまで来るわけです。きのうも町長の答弁の中に、右回りの観光をというふうな形、おっしゃられていました。あれ、空港へ出てきて、右へ折れられたらパンダのほうへ行かれるんです。左へおりてきてもらって空港から旧空港、それから平草原の公園。この白浜というのは、平草原が拠点なんです。昔からここにロープウェーがかかっていて、お客さんを全部、平草原の上へ乗せて、平草原へ送って行って、その上から景色を見てもらう。そういうのが昔から白浜の姿なんです。それが今、平草原に来ていただけるお客さんが少ない。観光客も少ない。PRもできてないからそうなると思うんですけども。

だから、これを拠点にして、やっぱり車の流れから将来の白浜を考えたら、やっぱり空港

跡地、これ、いつまでも防災拠点というふうな形で押さえるんじゃないしに、一部、やっぱり白浜町の経済を支えるものに考えていく。私は個人的には、和歌山大学観光学部という若い人がおられる。今、そういう部会ができています。そういう方々とコミュニケーションをとれるような、そういう施設ができないものか。これは個人的ですから、私の思いですので別にいいですけども。

それと、やっぱり平草原公園。この公園はきのうも出ていました。本当に恥ずかしい。公園になってないです。これ、バラも地方紙でバラが咲いたらきちっと写真も入れてやっってもらっています。実際に見に行けば、バラ園の前にアーチ型の柱が立っていますけれども、それについてはバラが1本も回ってない。酸性雨で枯れたような大木が立っている。全然、受け入れ態勢になっていない。

それから池がありますね。この池の中に今、スイレンが咲いているんです。この池の整備もできてない。もういっぱい水面がわからんぐらい咲いている。あれを整理してきちっとスイレン、今、朝行ったら咲いていますよ。それで、今、アジサイが咲いています。アジサイのコーナーのところだけは今、掃除しています。そやけど、ほかの場所は、やっぱり草と一緒にです。だから、あの池の周りの歩道に関して、横に植えている花が倒れているんです。それをみんな踏んで歩いている。せっかく咲いている花が倒れて、歩道のところに倒れているんです。それが実際。そういうことをいちいち、細かいことを言ったらきりがありません。

歩いていたら、トリムコースの中でも奥のほうに、間伐材で建てた休憩所がありますね。これ1つ、何に使っているか。肥料を置いている。肥料の袋を積んでいる。これ、皆さんが、観光客が歩いて休憩する場所です。言うたらきりがないんです。

民俗資料館。これもきのう言われていました。ほこりでいっぱい。それで、農機具も言われていました。かためて置いているだけ。展示じゃないです。資料館として、きちっと展示されてへん。陳列ケースなんか、上、ほこりたまっている。吹き抜けの所の壁にもほこりがたまっている。ごみがたまっている。写真もはっているけど、写真の所、暗い、見えない。あれやったら閉めといてほしい。恥ずかしい。これ、本当に世界のリゾート、誇れるリゾートにはならん。白浜の町民でも恥ずかしい。誇れませんよ、これ。ほこりがいっぱいや。

いやいや、笑われたら困るけれども。だから、やっぱり、ああいうところを細かくチェックして、本当に人員が足らるのであれば、花をいらって老後を楽しみたい、こういう60歳以上の方がおられる、白浜町内に。それをボランティアで募集して、平草原の草を抜いてもらえませんかという呼びかけ。毎日毎日楽しいですよという、みんなでやったら楽しいですよという呼びかけができないものか。もっともっと言いたいですけども、時間もないけども。そういうところの取り組み方、平草原を拠点にした白浜の観光、右回りの観光。それに目を向けていただきたいなと思うんですけども、最後に、町長。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

大変貴重なといえますか、大変すばらしいご提言いただきました。

私自身も今、人口の減少が進む中で、60歳以上の方が9,500人以上いらっしゃるということで、若い方ももちろん、これから白浜に住んでもらうというふうな定住促進もしていかないといけないと思っております。高齢者の方ばかりでは、やはり町はいきませんので、

この平成生まれの方が減っているという状況もわかります。ただ、元気な方々にはぜひ協力をしていただいて、ボランティア等いろんなことで、これから働きかけをしていきたいと思っております。これは非常に素晴らしいご提言でございますので、必ずこれはやっていきたいと思っております。

それから、先ほどの平草原公園の周辺の活用ですけれども、まだまだ十分ではないと思っております。これから時計回りの観光ルートということで、ぜひこの空港から、あるいは高速道路からフラワーライン、そしてまた、この三段壁経由、あるいは空港経由ということで、平草原公園の周辺がまた脚光を浴びるというふうに思っておりますので、ぜひとも、このあたりのできたら見直しといいますか、いろんな意味で観光案内板の設置とか、こういったことも関係課と連携しながら、町民の皆様方のご意見も聞きながら、白浜の観光をもう一度、誇れる観光にしていきたいというふうに思っております。

皆様方からも、ぜひこの具体的な提言、提案、アイデアをいただけたらと思っております。まだまだ地方創生の中でも、これだけでは私は十分ではないと思っておりますので。また新しいご意見があれば、ぜひとも町民の皆さんからも募集をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

ご答弁いただきありがとうございます。最後に、私のつたない提言もさせていただきましたけれども、これは私だけの提言じゃないんです。私に対する町民の方々の提言も、私、今言った中で入っているんです。だから、こういう人々の意見を聞いて、それを基礎にして、こういう地域の創生という形で戦略的にやっていくという、これをお願いしているのであって、そういう形で今後、ちょっと言い足りませんでしたので、この言い足りない分は各課の窓口へ行って、お話しさせてもらいますので、そのときは、どうぞよろしく願います。ありがとうございました。

○議 長

以上をもって、古久保君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 11 時 01 分 再開 11 時 10 分）

○議 長

再開します。

1番、溝口君の一般質問を許可します。溝口君の質問は一問一答形式です。

指定管理者制度の運用についての質問を許可します。

1番 溝口君（登壇）

○1 番

1番 溝口であります。

それでは、通告に従いまして、6月議会の一般質問をしてまいりたいと思います。今回は指定管理者制度の運用についての質問であります。質問の要旨としましては、各種地域振興施設、リヴァージュ・スパひきがわ、椿はなの湯、海来館、そしてまた、フィッシャーマン

ズワープ白浜等について。こういった中で、指定管理者制度に基づいて、そしてまた、協定書を作成されておりますが、協定書に基づいた適正な管理、運営の指導。そしてまた、各施設の現状や課題を把握しているのか。こういった内容について質問をしてみたいと思います。

白浜町には、多くの指定管理を受けている案件がございますが、今回はこの4施設についてそういった形で質問をしてみたいと思います。

今、申し上げましたように、ほかには大型としましては、日置のテニスコートがございます。そしてまた、臨海の駐車場等がございますが、今も申し上げましたように、大きな事業と申しますか、そういった形についての指定管理を受けた施設についての質問をしてみたいと思います。

これらの施設についての協定書の締結については、白浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、すなわち指定管理者条例をもとにしまして、各施設の協定書の締結となっているのでありますが、今回、この一般質問をするに当たって、この指定管理者のそういった条例、そしてまた、今回質問します4施設の各協定書を何度も何度も読み返しをいたしました。この指定管理者条例においては、この部分が抜けているの違うかな、そしてまた、各協定書においてはこの部分が抜けているのはないのか。こういった形で読み返すことにおいて、少しそういった内容についても把握することはできましたし、そしてまた、この各協定書、協定書1つだけをこう、読んでみましたら、ああ、これがそうかなという形になるんですけれども、この4つの協定書を読み比べてみると、各協定書の中にもばらつきがあるなど。

当然、指定管理者制度に基づいた協定書ではあるんですけども、各協定書の中にいろんなばらつきがあるのも、今回勉強しまして、少しは把握できたかなと、その思いを一般質問で町当局の考え方を聞いていきたいと、そのように思っているわけであります。

質問の要旨の適正な管理運営の指導、または各施設の現状や課題について、これから質問に入ってまいります。まず、白浜町のこの公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、すなわち、今、先ほど言いましたけども、指定管理者条例、これにおける趣旨または目的は何であるのか。そのことについての白浜町の行政としての責務は何であるのか。まず、この点について町当局の見解を求めたいと思います。

○議 長

溝口君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

白浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例設立の趣旨、目的について、ご質問いただきましたので答弁させていただきます。

指定管理者制度につきましては、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年の地方自治法の改正により設けられた制度でございます。

公の施設は、公共の利益のために多数の住民に対して、均等に役務を提供することを目的として設置されるものであり、その適正な管理を確保することが必要です。指定管理制度が

設けられるまでは、その受託主体の公共性に着目して、公共団体、公共的団体及び政令で定める出資法人にその委託先を限定する管理委託制度がとられてきました。

しかしながら、公的主体以外の民間主体においても、十分なサービス提供能力が認められ、また、多様化する住民ニーズに効果的に対応するためには、民間の事業者の有するノウハウを活用することが有効であると考えられます。すなわち公の施設の管理に民間事業者がみずから有する専門的な手法を活用することにより、管理経費の節減ができ、その結果、公の施設の低料金化が図られ、また、利用者の満足度を上げ、より多くの利用者を確保しようとする民間事業者の発想を取り入れることで、利用者に対するサービス向上が期待できます。

したがって、指定管理者制度を活用することにより、住民福祉の向上、地域の振興及び活性化につなげることが町の責務であると考えております。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

今、町長から最初の質問について、町の見解といたしますか、この制度のあり方についての説明を聞いたわけでありまして。次に、町長、今おっしゃっていましたが、町長自身、この指定管理者条例、そしてまた、今回、通告で把握してもらっているかと思いますが、この4つの施設についての、先ほど言いましたけど、各協定書があるわけです。この協定書を町長自身が読まれて、こういった内容についての比較をしたことがあるのかなのか、この点、町長、どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

個別の協定書全てに目を通しておるわけではございませんけれども、最近できた指定管理のフィッシャーマンズワープ白浜等については、協定書のほうには目を通しておりまして、比較検討したということは、私はございません。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

冒頭、私、言いましたように、各協定書、1つを読めば、そうかなと。そういうふうな解釈もあるんですけども、この4つを読み比べてみたときに、同じ指定管理者、こういった条例に基づいて協定書をつくった中でも、各条目とか条項であるとか、内容についてのばらつきがあるんです。そういったばらつきについて、これから町の見解を求めていくわけですから、町長、ちょっと勉強不足のところもあるかもわかりませんが、その点、よく聞いていただいて答弁をしてもらいたいと思います。町の見解を求めてまいりますので。

それでは、早速まいります。

指定管理者条例の中身についての項目について、少し質問をしてみたいです。業務報告等の聴取等、これは第8条のことを指しておるわけですが、こう書いております。「町長等は公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対しその管理の業務及び経理の状況に関し、定期的に、または必要に応じて臨時に報告を求め、実施に調査し、または必要な指示をすることができる」とうたわれております。

この中で、最初にうたわれております定期に、そしてまた、必要に応じてとは、どういった状況を指すのか。この点について町の見解を求めたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ただいま、議員から報告の部分のご質問をいただきました。指定管理者制度につきましては、上位法令となります地方自治法のほうでうたわれてございまして、地方自治法244条、ここで公の施設がうたわれておりまして、244条の2で「普通地方公共団体には法律またはこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない」となっておりますので、この法に基づきまして、白浜町のほうで条例を設置したところでございます。

法の中で、先ほど議員からございました条例第8条に当たる部分につきましては、244条2第10項のほうで定められてございまして、そこでは「普通地方公共団体の長または委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため」、この辺は同じだと思っておりますが、「指定管理者に対して、当該管理の業務または経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、または必要な指示をすることができる」と、これが法律でございまして、

条例でその部分につきましては、議員がご指摘の部分については、定期または臨時にという部分が、条例のほうで法よりも厳しくといたしますか、細かく指定したところでございまして、いわゆる定期の部分についてのご質問なんですけど、定期的とは、いろんな市町村では、ここをうたってくる部分もございまして、いろんな事業をしていく中で、例えば毎月報告を求められる場合であったり、例えば3カ月に1回、9月とか12月とか、そうしたときに求める場合であったり、半期に1回求める場合であったりという想定のもとで、定期という言葉が、この中にうたっているところでございます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

今、答弁が抜けているかと思いますが、次に、必要に応じてと、この辺についてはどういった状況を意味するのか。このことを聞いたんですけど、この答弁が抜けていると思うのですけれども。どうですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

必要に応じて臨時的に報告を求めという部分につきましては、先ほどの定期の場合と違いまして、それぞれ指定管理をしておりますので、状況が激変した場合であったり、例えば、事故が生じた場合であったり、例えば、見直しを検討していかなあかん段階において、町長のほうで必要に応じて、報告を求めていくというような形になろうかと思っております。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

定期と、必要に応じたとはどういう状況かと、今、説明がありましたが、そうしましたら、

後でも触れますけれども、定期的に、そしてまた必要に応じてと、今までそういった事態はあったのかなのか、その点はどうか。

これから質問をします先ほどの4施設についての、こういった定期的に、または必要に応じてと、そういった状況はあったわけですか、どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

1つ例を申し上げますと、フィッシャーマンズワープ白浜の指定管理料等々の全員協議会をする際に、その時点での経営状況についてのものを提出してくれとか、そういったものやりとりは、今までもあったというふうに認識しております。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

今まで指定管理料を決める際に、そういった聞き取りをしたと。1回ぐらいと。ということは、ほかの3施設についてはなかったと、そういうふうな形で、把握でよろしいんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

資料をもって具体的なというふうな報告というのは余り事例がないかと思えます。ただ、やはり、適宜、最近、状況どうですかというふうなことの中で、口頭で報告を求めるというふうなものはございます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

それでは先にまいります。

8条であります、このことで第9条、指定の取り消し等、この条項があります。第9条でありますけれども、「町長等は指定管理者が前条の指示に従わないとき、またはその他、指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認められるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部または一部の停止を命ずることができる」と、こうなっております。

そしてさらに、次に、事業報告書の作成及び提出。これは指定管理者制度の第10条であります、この第10条では「指定管理者は毎年度終了後2箇月以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して2箇月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない」と。その中で、1、管理の業務の実施状況。2、利用状況並びに利用拒否等件数及びその理由。3としまして、利用料金の収入実績。4として、管理経費の収支状況。5として、その他町長等が別に定める事項と、こうなっております。

ここで、先ほど言いました第8条ですけれども、第8条でのこういった「定期的にまた必要に」と。そういった指示に従わなければ、第9条の1項では指定を取り消すと、こういった

厳しい内容になっておりますが、これは指定管理をした施設について、施設運営について、大変危惧をしているからと私は判断するわけでありますが、この今申し上げました、第10条の指定管理した施設の1年間の事業報告を2カ月以内に事業報告書で、今の内容は1番から5番だったですけれども、この事業報告書で提出をそういった形で求めておるわけですが、この2カ月以内に事業報告書の提出がなかった場合の、私は罰則規定が抜けているのではないのかなと判断するのでありますが、この第8条では、今言いましたように定期的に、そしてまた必要に応じて臨時に報告を求め実地に調査をし、それに従わなければ指定管理を取り消すと、そういった場合もあると、はっきりと条例でうたわれておるわけですが、この大切な1年間の締めこのこういった事業報告書を提出、2カ月以内に求めているわけです。これも条例にうたわれているわけですが、この辺について、もし出さなかった場合の、1年間の大事な収支決算の報告ですから、条例でも提出するようにと、こう求めているわけです。私はその部分の罰則規定が抜けているのではないかと判断をするのですが、これについての町当局の見解は、どうなっているんですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

報告に従わなかった場合の罰則ということになるんですが、これにつきましても上位法令244条の2第10項、例えば7号で、全て条例のほうへも同じようにうたっておるんですが、これは法律で定められたものでございまして、普通地方公共団体の長または委員会は、11条では、「普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わなかったとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部または一部の停止を命ずることができる」と、これは法律で決まっております。あと、報告の部分につきましても、244条第2項第7号におきまして、「指定管理者は毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない」。これが法律でございまして、条例では、2カ月という期限を限りまして報告を求めているところでございまして。

議員ご指摘の部分は、そしたら、2カ月以内に報告がなかったときの罰則の規定が抜けているのではないかと、これがご質問だと思うのですが、町の指定管理を運用する中では、当然2カ月以内に事業報告を求める。これ、いろんな指定管理の中で、全てうたっていることであると思うんですが。それが例えば、いろんな事情で1週間、2週間おくれる、そういう解釈というのは、いろいろあると思うんですが。

だから、その部分について、理由がなかったり、不当に提出をしないというような場合については罰則というより、そもそも指定管理をすること自体の議論に入っていくんだろうと。ですから、細かなこういう場合の罰則というのは設けていないと。これは白浜町じゃなくて全体的に、そういう考え方で条例をしている所は自治体が多いというふうに認識してございます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

今、総務課長の説明でいろいろな状況等が発生するからというわけですが、後で言いますが、この各協定書の中には、日報、月報、いろいろその日の収支報告は常備することと、協定書の中にもうたわれておるわけです。それを毎日やって、月の月報を決め出し、そして、1年間が終わればそのトータルをやると、その中で2カ月以内、協定書の中にも後で言いますが、30日以内に提出をすると、そういった協定書をうたっている場合と、ほか2カ月以内と、そういったばらつきもあるわけですが、こういった準備を日々常備しておくことと、そう協定書の中にもうたわれておるわけです。

協定書の中にもうたわれているのに、そういった日報、月報、収支については、日々つけていくとなっておるわけでありまして、その中で、そうなるにもかかわらず、条例に関してはそういった罰則規定がない。しかし、先ほど言いましたように、第8条では、こういった定期に、または必要に応じて臨時に報告を求めると、それに従わなければ指定管理を取り消すと、そこまでうたわれておるわけです。

その中で、1年間の収支報告を、条例で定められた60日以内に提出しなければならないと、これも決まっておるわけです。それを提出しない場合はいかなる理由があっても、それ相当のいろんな自然現象等で、そういった業務がちよっと中断して、いろんな後片づけがあるとかどうかというので、時間がかかってどうこうという場合もあるかと思っておりますけれども、通常の場合でありましたら、これはやはり60日以内に提出すると、そう決められているのでありますから、ほかの自治体がどうこうというよりも、ほかの自治体は自治体であって、我が白浜町のこの指定管理者制度に係る条例の中で、そういった罰則規定も設けてもいいのではなかろうかと、私はそう判断するんですけど、その点はどうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

罰則規定という考え方にはいろいろ出てこようかと思っております。この報告がなかったら罰則規定を設けるということになるのか、また、例えば、事業計画が遂行できてなかったら罰則規定を設けるのか。また、事業で目的としてある計画を逸脱した1つの行動をもって罰則規定を設けるのか。さまざま出てくるとは思うのですが、もともと指定管理のあり方と申しますか、公共の施設の公の福祉へ供するのが最前提の目的でございますので、もとはそこを逸脱しない限り、裁量権というのは、事業所のほうにも考え方はいろいろ持たれると思うので、罰則規定を設けるのかどうかというのは、全体の協議の中で検討していかなければならないと思っておりますが、現状のところ、指定管理を運用している中では、そのことをもって罰則規定を設けるという考え方は、今のところ持っておりません。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

今のこの部分だけの議論、質問の中ではそうかなという、そういった理論も、総務課長が説明をしました理由も通るかなと思うわけでありまして、これは後ほど言いますが、こういった指定管理者制度を決めるに当たって、やはり、その事業に対して、町、もしくは県、国の補助金等も投入して、それこそ事業内容の案件によりましたら、何億の公的なお金が投入をされるわけです。

そういった中で、それだけの巨額な資金を投下して、これも後で言いますが、公募による場合と公募によらない場合と、そういった2つの制度があるわけですが、基本はどちらにせよ、かなりの町の公的な資金が入っているわけでありまして。その入っている中の運営するに当たっての一番大もとの条例、この中で、やはりそういった町民感情等、いろいろと考慮した場合、判断した場合、当然、こういった条例に従わなかったときにはこうなりますよと、そういった罰則規定を私は設けてしかるべきであると、こう判断するのでありますが、今、総務課長、今のところはそういった考えはないと。これは町当局の見解と受け取りますが、いま一度、やはり、この質問終わった後で、また考えが変わるかどうかですが、また後で改めて聞きますが、先、進んでいきます。

それでは今、総務課長、この事業についてのいろいろな話をしました。そしたら、この10条でのうたわれております2カ月以内に事業報告書を提出とこうなっておりますが、今回質問をいたします4施設の事業報告書、今年度の事業報告、去年度の事業から、ことしの3月31日までの事業報告書は、10条でうたわれております2カ月以内に、全て提出をされておりますか、どうですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番外 (日置川事務所長)

今、ご質問いただきました事業報告書の提出ですが、リヴァージュ・スパひきがわにつきましては、毎年2カ月以内に提出していただいております。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番外 (農林水産課長)

椿はなの湯、海来館、フィッシャーマンズワープ白浜につきましては、過去に若干おくれたこともございますが、いずれの施設も、おおむね2カ月以内に提出していただいております。なお、平成26年度、ことし出していただく提出の状況なんですけど、椿はなの湯と海来館は期限内に提出していただいております。それで、フィッシャーマンズワープ白浜につきましては、漁業協同組合というふうなこともございまして、事前に漁協の理事会に諮って了承をもらっておきたいんだというふうなことでございまして、この9日、ですから一昨日、理事会で承認されたとの連絡をいただいておりますので、まもなく提出していただく運びとなっております。

それで、条例の中ではやはり2カ月以内ということをも明記しているわけなんですけど、やはり、町、それから受けていただく指定管理者側、こういったところのやはり信頼関係に成り立って運用していく制度でございまして、今回、事前にお申し出をいただいておりますので、それを了承させていただいて、10日ほど待たせていただいているというのが現状でございまして、この辺につきましてはまた、今後、条例がこうなっているのというようなことを、十分説明してまいりたいと思っております。

○議 長

1番 溝口君 (登壇)

○1番

フィッシャーマンズワープについては、去年度の事業報告書が出ていないと。それは組合

の理事会ですか、指定管理を受けているのは、和歌山南漁業協同組合であります。しからば、日置の海来館、これも指定管理は和歌山南漁業協同組合であります。片一方はちゃんと出ているわけです。片一方はそういった理由でおくれている。これは事業の規模等もあるかとは、そういうふうになりましたら、向こうさんの事情という形になるわけです。我々白浜町では指定管理条例では、うたっておるわけです。これは向こうさんの事情に合わせて、そういった解釈を変えていってよろしいんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

当然、条例でそのように決まっている限りは、やはり、それに合わせていただくのが適切な措置かと思っております。ただ、これが何の申し出もなしに、ちょっと出してこないとか、例えば1カ月たっても2カ月たっても全く出してこないと、そういったことになりましたら、やはり直接、先ほどから申し上げている指定管理の取り消しとか、そういったことにつながるかと思うんですが、現時点の10日ほどおくれているということは、やっぱり当然、事前に申し出をいただいておりますし、きちんと出していただけるものだと思っておりますので、そこまでは信頼関係の中で張り通すというふうなことは、適切な取り扱いではないかと思っております。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

先ほど言いましたように、こういった事業をするのには、かなりの公的な資金が入っておるわけです。条例でうたわれておって、相手さんから言われてきていると。先ほど言いましたが、フィッシャーマンズワープのこの協定書の中にも、日報、月報、収支報告は常に常備をしておく。いつ、そういった、先ほど言いました第8条の「定期的に、または必要に応じて」と、そういった形で来られても、いつでもそういった資料が出せるという状態にしておると、協定書の中にもうたわれておるんですよ。

このうたわれておる中で、それをきちっとやっておれば、先ほど言いましたように、日報、月報、そして、月締め。それを繰り返して年度末の3月が終われば、当然その中で、60日以内に私は提出することが可能であるし、それはまた、それが当たり前の最低条件の、この基本条例の大もとになっておるわけの1つであります。

ですから、相手さんの理由もあるかとは思いますが、これはやはり、これの条例にのっとって、その施設を指定管理者制度にのっとって運営をしているわけですから、これについては逸脱をしてもらっては、今後、いろいろ公的な資金の投入であるとか、そういったときに、やはり、町民感情であるとか、いろいろそういった弊害が起こってくると、私はそう思うのであります。

ですから、そこら辺については、今年度は果たして、いつ出て来るのかわかりませんが、それについての指導等を、そこら辺はやっぱりやっていただかないと、それでやって、今この場で言わせていただいて、来年度もし、そういった形でも、また事前に言うておけばいいという形になった場合、そこら辺については、町当局、どのような対応をされるつもりですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

やはり、60日ということが原則でございますので、そちらのほうを守っていただきたいということで、お話は申し上げたいと思っております。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

それでは先にまいります。

なぜ先ほど、この8条、9条、10条の質問をしたのかということではありますが、この指定管理者条例の第5条であります。公募によらない指定管理者の候補者の選定等と、第5条ではそうたわわっております。この中で「町長等は公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目体を効果的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると思慮するときは、この第2条の規定による公募によらず、本町が出資している法人または公共的団体もしくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる」と。

そして、2項ではこうも書いております。「前項の規定により選定するときは、町長等はあらかじめ第3条各号の事項について、当該出資団体等と協議を行い、前条各号に照らし総合的な判断を行うものとする」となっております。今回、一般質問する4つの施設のうち3施設が、この公募によらないで第5条によって指定管理を受けたからであります。

この公募によらない施設と言いますのは、リヴァージュ・スパさんは後ほども言いますが、これは公募で行われました。日置の海来館、そして、椿はなの湯、そして、フィッシャーマンズワーフ白浜は、公募によらないで指定をしたわけであります。

私は、この公募によらない第5条、指定管理者を選定するときほど、行政の慎重な判断が必要であるし、また求められると判断をしておるんですが、先ほど町長のほうからもいろいろここに書かれたような機能等、効果的にとか、そういうふう、この公募によらないときほど、そういった町行政としての判断といろいろな事業の計画性等決めるに、物すごく責任が出てくるのではないかと判断するのであります。この点について、町当局の考え方はどうですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ただいま議員から公募による場合と公募によらない場合には、公募によらない場合のほうですが、より慎重な選定に努めなければならないのではないかとご質問であろうかと思っております。

先ほども5条の第2項、議員もお読みになられましたけれども、「公募によらない選定をするときは、町長はあらかじめ第3条各号」、第3条各号というのは、指定管理者の指定の申請に関する事項、1つは管理を行う公の施設の事業計画書、当該団体の経営状況を説明する書類、前2項に掲げるものほか、町長等が特に必要と認める書類、これは、公募による場合はこれを提出しなければならないとなっております。公募によらない場合も、「これをもって、

当該出資団体と協議を行い」ということは、この部分も協議を行うとなつてございまして、前項各号に照らし、総合的な判断を行うということは、前条各号です。前条中の第4条に当てはまりますけれども、選考の方法でございまして。

1つは利用者の平等なり、公の施設の効用を最大に発揮する等々、5項目によって定められておりますので、指定管理を公募する場合も、公募によらない場合も同じ条項について、片一方は申請ですけれども、片一方は協議するとなつてございまして。同じ条件を斟酌した上で、選定を行っていくということになります。

ただ、議員のおっしゃられるように、公募によらない場合で候補する場合は、裁量権は町長にございまして、その部分についても慎重に精査していく、これは必要なことだと考えてございまして。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

今の総務課長の答弁では、この公募によらない、この第5条の中には、第4条の1番から5項目まであります。これも含まれると、今、そういった説明であったと思うんですけども、そういった形の解釈でよろしいんですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

法の解釈の部分なんですけど、第5条の第2項の分なんですけど、第2項で「前項の規定により選定するとき」というのは、公募によらない指定管理者の候補。第5条の第1項を指してございましてね。「町長等はあらかじめ第3条各号の事項について、当該出資団体と協議を行い」というのは第3条のことを指しています。

その次に、「前条各号に照らし」ということは、第4条のことを指しますので、3条も4条も総合的に判断するということになるかと解釈してございまして。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

今、確認の意味で質問をしましたがよくわかりました。後で、今のこの意味がよくわかるかと思っております。

それでは、先へ進んでまいります。

この公募による1つの施設、この第5条による公募によらないで指定管理者を決めたこの3施設についての経営状況等、これは一体どうなっているのかなど。これから個別に質問をしてみたいと思っております。

まず、それでは、最初に、リヴァージュ・スパひきがわについて、聞いていきたいと思っておりますが、このリヴァージュ・スパひきがわについては、平成18年6月30日に公募によって、メルコリゾートサービスさんと指定管理の協定書締結したわけではありますが、たしか、十数社の中から決定をしたと思っております。

それで、こちらに協定書の中には、納付金としまして総額3億7,925万665円を平成18年7月から平成33年3月末までに、均等に年次納入すると、こうなっております。

しかし、その中で、一時原油等の大変な値上がりで、これ以上の経営的な、今のそういった納付金の決められた納入は大変難しいと、そんな協議がありまして、それを平成38年まで延長しました。

今現在も納付金が毎年毎年入っているかと思うんですが、納付金と合わせまして経営状況、今、どうなっているのかと。そしてまた、町の起債の返還等も当然含まれておると思うんですけれども、そこら辺の状況を一括して、ちょっと簡単に結構ですので、説明を求めたいと思いますが、どうですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

ご質問の納付金等につきましてですが、リヴァージュを使用するに当たりまして、納付金は期限内に納付されております。

経営状況につきましては、現在の電気、また、燃料費等の高騰により、大変厳しいものはありますが、企業努力をされているところでございます。

また、起債の償還につきましては、平成27年度で償還が終わる予定となっております。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

今のところ、順調に起債等も戻ってきて、経営が大変苦しいが、何とか頑張っていたらと、そのような答弁でありましたが。

私は1つ、経営状況が苦しければこういった各協定書の中には施設料金の改定とか、そのような条項があるわけでありまして、その中に、このリヴァージュ・スパひきがわの場合であります。第9条にこういった施設料金の改定、この項目がありまして、「甲乙協議の上、改定することができる」と、こううたわれておるわけでありまして。これほど頑張っておって、経営が苦しいと。

若干調べましたら、少ない宿泊施設の部屋数ではありますが、年間稼働率は平均85%を維持していると。私もホテルの勤務、ホテルの経営等について、大阪でのサラリーマン時代、経営に参画したことがございますが、年間85%といいましたら、ほぼ週末は100%であります。年間平均稼働率ですから。

それをもってしても何とかかんとかと、そういった状態であると。原油等の値上がりで、起債等の納付金の返還が33年から38年までやったら5年延長してきたわけでありまして。これだけ頑張っているのに経営状況が苦しい。そうなれば施設料金の改定も、そういった形を視野に入れて、協議をしたことがなかったのかどうか、その点についてちょっとお聞きしたいと思うのですが、どうですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

今、ご質問の協議の場でございますが、毎年定期的に事業報告書に基づきまして、事業内容等の説明を受けまして、健全な管理運営につきまして協議、また、懇談を行っておるところでございます。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

いや、私が具体的に申し上げているのは、これだけ頑張っ、何とか経営が赤かプラスかは後でまた聞きますが、頑張っているけど苦しいと。その中で、具体的にこういった施設の料金の、言いましたら値上げです、要は。そういったことについての具体的な話はなかったのかということであるんですけど、そこら辺はどうなんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

値上げにつきましては、平成26年、消費税が8%になりましたときに協議をしまして、その部分について、値上げを行っております。その分について、含めまして協議を行ったところでございます。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

消費税が8%に上がったときに施設の料金も上げてはどうかというような協議があったけれども、結局施設の料金には至らなかったというふうな解釈でよろしいんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

実際に上がったのは、200円から300円になっておるんですけど、その中には消費税も含めまして、施設の分も入っております。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

消費税含めて200円でしたら、実質的な消費税別の値上がりとなりましたら数十円というふうな解釈で、そういった形でよろしいんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

施設の分といたら、100円ぐらいになると思われま。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

わかりました。この先ほど言いました、平成38年3月末までと、この協定書の中ではうたわれておるわけです。それで契約期間満了後の指定管理のことについても触れられておりますが、これについては「期間満了の1年前までに甲乙双方で協議をする」と、こうなっておるわけでありま。

しかし、このような施設については、1年前ぐらいから協議を進めていって、やはりこれ

だけ、メルコリゾートさん、こういった経営をやられておる中で、幾ら頑張っても赤になるか黒になるかどうかかわからんと。若干赤字ベースになるというような、私は判断するわけですが、すけれども。企業としてこれ以上やっても意味がないと、企業の側からの理屈から言いましたら、頑張って黒字が出ないようだったら、やる価値がないと、そういうふうな、私は判断が成り立つわけですが、民間としましたら。

その中で1年前から協議を進めていて、今、このように私が申し上げたように、これ以上やっても、企業側としてのメリットがないと、そう判断されたときに、さあ、後、白浜町としてどうするかと。こういった中で、やはり1年ぐらい前から協議を進めるとか、そのようじゃなくして、やはり4年、5年ぐらい前から、やはり先を見据えて、もし万が一のときに、メルコさんのほうから、そのときの条件等もありますが、もうこの辺で我々は撤退をしたいと、そういうふうな意向になったときに、やはり町として検討する時間ですね。考え、検討する時間がやはり、もう少しの年数があつて、さあ、もう一度、再度公募による指定管理をするのか、一括売却されるのか。当然、そのときには返還になっているわけですから、保証金、納付金等は全額入っておるわけですから、これをどうするか。やっぱりそこら辺の考える期間、検討する期間を設けるためにも、私は4年、5年ぐらい前から、やはり今の当事者であるメルコさんとは、やはり将来を見据えた話をしていくべきではないのかと、こう思うわけですが、ここら辺の考えはどうですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

ご質問の契約期間満了後の指定管理についての協議になると思うんですけど、これについては議員ご指摘のとおり1年前ではなく、やはり、4、5年前から協議をしていく必要があると考えております。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

そのほかに、町としてこれからこの施設についての、今、受けていただいて頑張っておると、そうではありますが、いろんな課題等、課題と申しましたら、先般も全員協議会でいよいよ高速道路の南進化になっていくと、すさまじくも開通をすると、その先もまた工事が始まっていくかと思うんですけど、そういった中になりましたら、これは日置、リヴァージュ・スパさんだけではなくして、椿はなの湯さん、そしてまた、海来館も同じであります、高速道路等で便利が良くなればなるほど、経営的にはどうかと、そういうふうなことが考えられるわけではありますが、それを含めて、簡単で結構ではございますが、こういった施設そういった課題等につきましては、何か、日置川事務所として把握している点はありますか、どうですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

施設の課題等についてはですけど、これについては施設は10年以上経過しておりまして、機械設備等の耐用年数が過ぎ、いつ故障が起こってもおかしくない状態であります。現在は

施設設備が故障になれば随時、修繕、取りかえを行っておるところでございます。しかし、今後は室内、館内、外壁及び設備の経年劣化による修繕等について、やはり年次計画を立てまして、計画的に修繕していくための予算確保が必要であると考えております。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

今、所長のほうから答弁をいただきまして説明を聞きました。そういうふうな点についてやはり年次的な計画をもって、また、将来的な経営、メルコさんの最悪の事態も考えて、やはりそういった形で見据えた対応を、今から準備をしていくというのが大事であるかと思えます。

それでは、次にまいります。

次に、海来館についての若干簡単な質問をいたします。これからの施設につきましては、先ほど指定管理者制度の条例等と言いました公募によらない指定管理者を決めた案件であります。この海来館は、先ほども言いましたが、指定管理者は和歌山南漁業協同組合が指定管理を受けております。これは公募によらないで決まったわけであります。

協定書の第5条、「事業計画書等、乙は各年ごとに事業計画書を作成し甲に提出をし、承認を得なければならない」と。このように協定書ではうたわれております。うたわれておるといふか、この内容で締結をしております。このとおりに提出をして、事業計画書等について承認を締結しているとおりに実施されているのかどうか。これからあとの2つの施設については後ほど言いますが、この項については事業計画書を、あとの残りの2つ、椿はなの湯さん、フィッシャーマンズワープでは事業計画書を提出だけとなっておりますわけですが、海来館につきましては「事業計画書を提出し承認を得なければならない」とうたわれておるわけあります。

これは大変厳しいですね。承認を得なければならないと、各年、次の年度においても。これが本来当たり前かもわかりませんが、ここら辺について、このとおりに実施されているのかどうか。この点についてはどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

確かに規定上、一方は提出する。それで、もう一方はその承認まで求めるような規定となっております。これ、指定管理の場合は、確かに明確な承認というふうなところまで求める必要があるような場合もあるか、事例もあるところもあると思うんですが、ただ、本来やはり、指定管理を行う前に、指定管理者になっていただく団体、いわゆる指定管理者の候補者と事業計画に基づく十分な協議を行いますので、この施設につきましても、実質的には計画を提出していただき、その提出をいただくことで事実上の承認というふうな取り扱いをしてございます。

以上です。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

しかし、現実にも今、最初に指定管理者になるべきところと協議をしてと。ですから、それで事業提出だけでいいのではなかろうかというような、今、富田事務所長のそういった答弁でありましたが、しかし、現実的に協定書を見れば、承認を得なければならないと。そういうふうな形ではっきりと文言が入っているわけでありまして。ですから、これはこれで、あとの解釈は別であります。

これはうたわれておるわけですから、ここら辺についてやはり、もし変えるのであれば、次の5年後の協定書見直しの再度の締結の際に、後で言いますが、訂正すべきは訂正すべきではないのかどうかと。やはりうたわれておって、それで双方納得ずくの上で締結をしているのでありますから、解釈はどうであれ、協定書がもとになって、運営をしていくわけですから、この点についてはしっかりとやっていただかなければ、1つを間違えれば、全てがなし崩しになると。後で解釈でこうだから、ああだからと、それではやはり困るわけでありまして。ここにも当然、町の公費、公金が入っているわけでありましてから、その協定書のもとに運営しているわけですから、その点については十分な認識をもって、やはり対応してもらわないと困ると。そのように申し上げておきます。

次にまいります。

この管理業務等の帳簿についてこうも書かれております。海来館は10年間保存しなければならないと、これから後、申し上げます2つの施設の協定書では、この管理業務等の帳簿についての保存期間は5年間となっておりますわけでありまして、この海来館は10年間保存しなさいと、やりますと。こちら、あと残りの2つの施設さんについては5年間となっておりますわけですが、この違いは何かあるんですか。この点について説明を求めます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

これは特段意味があつてのものではございませんで、恐らく旧白浜町と旧日置川町、それぞれの自治体のもともとの協定書のつくり方、こういったものの違いが現在まで至っているというところによるかと思ひます。

ただ、これもやはりご指摘の、先ほどからいただいている点、片方が5年、片方が10年というあたりもおかしいので、この辺はやはり、次回更新する際にでも見直して統一すべきかなと思つてございます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

これについては、既に平成23年4月1日付で一度、1度目になるか、何度目になるかわかりませんが更新をしております。これは平成23年といいましたら、既に合併後であります。ですから、この協定書を再締結、そのときには次のほかの、これから申し上げますこの施設は当然、なかったわけでありまして、ですから、今後、今、課長がおっしゃったように、見直すときがあれば見直していくと。後で言いますが、ばらつきがあつては、どうもやはり、その協定書、協定書だけ見てればそうでありますが、4つ見比べた場合のばらつきがあると。そういった会計上の意味とか、そんな特段ないということであれば、いいかと思ふんですけれども、やはりその点については、後で申し上げますが、訂正すべきところは訂正をしていった

ほうが、すっきりするのではなからうかと、そのように思います。

それでは次にまいります。

この海来館さんとの協定書の第8条、委託料のところではありますが、甲が乙に支払う委託料、これは無料となっております。このあとの2つの施設、椿はなの湯さん、そしてまた、フィッシャーマンズワープさんには、町は委託料を支払っておりますが、この海来館さんだけ支払っていないわけでありまして。同じ、例えば、和歌山南漁業協同組合がこちらの指定管理を受けております。フィッシャーマンズワープも和歌山南漁業協同組合が指定管理を受けております。同じ漁協関係の施設であるにもかかわらず、1つは無料であって、1つは有償でお支払いをしていると。こちら辺は当時に何か事情があったのか。

そしてまた、この近年、これは平成23年4月1日に更新をされておりますが、このときぐらいか、それかまたこの近年、こういった形でほかの施設については委託料を支払っておるのに、私ところだけ支払ってもらえてないと、支払いについての要望等とか、そういったものがなかったのかどうか、その点についての説明を求めたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この委託料につきましては、やはり指定管理のそれぞれの施設ごと、特にこのケースでございますと、公募によらないというふうなケースですので、はなから相手さんとの交渉事であって、その中で無料ということでは一方は来て、もう一方につきましてはやはり、その協議の中で委託料をというふうなことになってきているということではございますので、特段、これを委託料をいただかなかったとか、そういった特別な事情があつてということではございません。

なお、近年の委託料についての要望ということでございますが、こちらのほうは、私どものほうはお聞きしてございません。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

そういったほかの施設は委託料を支払っておるのに、私とも支払ってほしいと、そういうふうな要望を把握していないということは、要望もなかったというふうな形で解釈しておいたらよろしいんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

当然、委託料があるに越したことがないので、それを口頭なり何なりでどうというあたり、あつたかまでは確認できてございませんが、正式には、私どもはお聞きしてございませんので、なかったということではよろしいかと思っております。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

それでは次にまいります。

次、第18条の協定書の中に管理業務の再委託等という項目がございます。その中の2項では、乙と言いましたら海来館なんです、「乙は管理業務の一部をほかに委託し、または請け負わせることができる」と、こうなっておるんでありますが、この同じ漁業関係の指定しているフィッシャーマンズワーフ等の協定書を見ていましたら、「一部の委託を請け負わすこともできない」と、そうはつきりとうたわれております、こちらの協定書の中では。

私もこれは、一部をほかの者に請け負わすことができるというような、これはちょっと協定書の中、おかしいのではないかなと、私は思うのでありますが、この点についてはどうなんでしょうか。これは、私は明らかにおかしいと思うのですけれども。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

指定管理の管理業務の再委託ということになることの状況になるかと思うのですが、指定管理は管理業務の全部を再委託することについては、制度の趣旨に反するとされてございます。ただ、ここに指定しておりますように、管理業務の一部を他に委託し、また請け負わせること、例えば、清掃や警備といった個々の行為を第三者に委託することについては、差しつかえないとされてございますので、特段問題がないかなと思っております。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

それで、私、今言いましたように、フィッシャーマンズワーフさんとの白浜町との協定書では、この一部の委託もだめであると、はつきりうたつとるわけです。これについては整合性があるんですか、そういうふうになりましたら、どうなんでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

その辺の整合性というのは、整合性をとってやったということではないかというふうに理解してございます。ただ、あくまで漁業組合さんのほうにお願いする中で、そのような条件を付したということになるかなと思います。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

そうしましたら、フィッシャーマンズワーフ白浜さんの中で一部の委託もだめであると、こちらの協定書ではつきりと明記をされております。同じ和歌山南漁業協同組合です、指定を受けているのは。それで、これを合わせるという、そういった考え方はないんですか。一部では認めて、一部ではだめであると、これは明らかにおかしいと私は思うんですが、同じ漁業組合関係の多分補助金をこちらの海来館さんについても、そういった補助金が入ることだと思っただけなんですけれども、当然、フィッシャーマンズワーフについても国庫補助金、漁村活性化の支援交付金と、そういうふうな形の交付金であります。

ですから、それについて統一をしておくほうがよろしいのではなからうかと、私は思うんですけれども、これはどうなんでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

確におっしゃるとおりの部分があるかと思います。特に先ほど、この指定管理の中身でございますが、やはり清掃とか警備なり簡単な業務というのは、当然、これは指定管理者の中でも委託して事務効率を図るというのも当然認められることであると思います。ただ、当時のフィッシャーマンズワープの協定書の中に、なぜそこまで厳しくしたのかというあたりは、私も把握はできていないところなんです、その辺は指定管理者とも制度のほう、十分話をさせていただきながら、統一を図ってまいりたいと思っております。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

見直しについて、これから図っていきたく、そうでありますから、それについて、やはり統一をしておくほうが、私はよかろうと思います。当然、漁協関係の方が指定管理となっているのだから、当然、補助金がそういった漁業関係の補助金があったという考えは、普通であろうかと思いますが。

そして、施設の内容についてですが、この協定書の最後の海来館さんの協定書の仕様書に、使用料を白浜町は徴収をしております。この使用料の名目ではありますが、2階厨房施設使用料とうたわれておまして、白浜町にこの厨房施設使用料という名目で月5万円を徴収しておりますが、これについては建築当初から備わっていたのか、それとも、また後でつけて、こういうふうな形の厨房施設使用料となったのか。ここら辺、本来でありましたら、全ての施設の使用料という形になるのが普通であります、2階の厨房施設使用料というふうに仕様書でうたわれておりますが、ここら辺の部分の説明を求めたいと思うのですけれども、この辺につきましてはどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ご質問のございました厨房施設につきましては、建設当時の水産関係の補助事業の中では、飲食施設は対象外ということで、直販施設のみの対象であったと。それで、当時、この場所については会議室というふうな取り扱いで、当初つくっていたということでお聞きしてございます。ただ、指定管理者との協議の進めている中で、やはりこういった飲食厨房施設をとというふうな話になりまして、それを建築後に後づけで、一旦、その施設が完成した後、後づけでつくってございます。それで、その際の使用料ということで、その部分だけのものを限定して表記をしまして、月額5万というふうなことの表示になっているというふう把握してございます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

これについて後づけで改修をしたと、このようになりまして補助金等のそうした縛りといひますか、そこらに抵触する恐れはないんですか、どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

その部分につきましては、当時の日置川町において、この補助事業の部分につきまして、県のほうとも十分に協議して、このような取り扱いをしたというふうに聞いてございますので、特段の問題はないかなというふうに思っております。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

わかりました。このことでは当時、当然、補助金の対象の事業でありました国の会計検査も多分入っているかと思っておりますので、その会計検査からも指摘をされなかったということは、今、所長が説明をしてもらいましたとおりでたと、そのように判断をしておきたいと思っております。

それでは、次であります、先ほどから言いましたように、この日置の海来館さんは、指定管理者は和歌山南漁業協同組合であります。であります、実際の運営者はどうなっているのか。我々は一向に知らないわけであります。そういった文書等は一切出てまいりません。フィッシャーマンズワープ等ございましたら、その中のフィッシャーマンの株式会社、法人をつくってどうこうという形の説明もありますが、この施設についての実際の運営者は誰であるのか。この点について、町で把握をしているとなれば、いま一度、ちょっと教えてもらえませんか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ご質問の海来館の運営者は、和歌山南漁業協同組合が指定管理者となつてございまして、その漁協の市江婦人連の方が、運営していただいているということでございます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

漁協の市江婦人連ですか。そのような、私は余り詳しくありませんが、実際に団体等はあるんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

団体といいますか、当然、漁協の中の組織の1つというふうに把握してございます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

こういった形はできないのであります。今、そういった婦人の方であると。任意の団体でありましても、和歌山南漁業協同組合から指定管理者をかえて、今のこの婦人の方の任意の団体であるかどうかですけれども、そういった方に白浜町との指定管理者の協定を結ぶと

いう形は難しいんですか。これは例えば、何か補助金等のことがあって、これは変えるわけにはいかないというような判断があるのかなのか、ちょっと教えてもらえませんか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この補助金のことではちょっとわかりませんが、今あるフィッシャーマンズワープ白浜とかでございましたら、やはり、当初の予定の漁協さんが、自分のところで無理だということになったら、別の団体のほうへするというのは差しつかえないというふうに聞いてございます。ただ、ここの施設がその辺の補助金の縛りというのが、補助メニューの中でどうかなというところはあるんですが。

ただ、いずれにいたしましても、現在、和歌山南漁業協同組合が指定管理者となっていただいて、円滑な運営をしているというふうに把握してございますので、特段、例えば、漁協さんのほうがこっちの団体に変えてくれよとか、そのような申し出はない限りは、やはり、現状の運営を続けて円滑に継続してございますので、特段、私どものほうで、市江婦人連のほうに相手方を変えてくれというふうな申し出をするつもりは、現在のところございません。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

指定管理が和歌山南漁業協同組合で受けておって、実際は、その関係者というのが合っているのかどうかですけど、そういった我々から見たら、顔の見えない方々が運営をされておると、そういった解釈が成り立つわけでございます、我々側からしましたら。

行政としましたら、当然、その点については把握をされておるのであるかと思いますけれども、議員の我々からしましたら、顔が全く見えない方が運営をしておると。確かに指定管理は和歌山南が受けておるけれども、実際の運営は、いったいどなたがやられているのかなという形の部分が、若干残るわけでありまして。

しかし、今、所長の答弁では今のところ、指定管理者の向こうの申し出がない限りは変えるつもりはないと、そうでありますから、そのような形ですけど、しからば、後で聞きますが、そういった運営は実際どうなっているのか、どなたがやってらっしゃるんですか、どういった任意の団体さんですか。ただ、婦人部と言いましたけれども、そしたら何人でやられているんですかとか、そういった詳細について、我々、説明も一向に聞いたことがない。ですから、今後はそのような機会があれば、また説明をしていただければと、そのように思います。

それでは、時間ですので先へ進みます。

次、椿はなの湯についての質問というか、質問はないんですけど、はなの湯の指定管理者さんは、一般社団法人椿共済組であります。私の個人的な感想かどうかわかりませんが、こちらの町と椿はなの湯さんのこの一般社団法人椿共済組さんとの交わされているこの協定書。これが一番すっきりしていると、私は思います。

先ほどから言いました事業計画書等の提出、これは「乙は管理業務の実施に当たり、あらかじめ事業計画書及び収支予算書を提出し、甲に提出をしなければならない」と、ほかの事業でありましたら事業計画書等ではありますが、こちら、椿はなの湯さんにおかれましては収

支予算書まで提出をするとなっております。

ですから、私もほかでも言いましたが、一番ここの協定書が近年の中で、すっきりと一番わかりやすい内容になって、各条項、条文についてもきちっと説明をされて、本当に簡潔にまとめられておると。そしてまた、そのとおり今運営もやられているとお聞きをしております。

こちらの施設の課題等についても、やはり、高速道路の南進化においてのお客さんの動向が、一番肝心なところであろうと思います。正式な収支予算等、そういった報告書等は拝見していませんが、何とか頑張っておられると、そういうような形で聞いておりますが、そういった課題に向けて、やはり今から準備をして、また取り組んでいかなければならないと。そしてまた、町当局においても、そういった形について、やはり、指定管理者の椿共済組さんと、今後に向けてのそういった課題等を、今、私が言いましたのは1つであろうかと思いますが、その点についてもやって、やはり健全な経営を目指していってほしいと、そのように思います。

それでは、最後になりますが、次に、4つ目の施設のフィッシャーマンズワープ白浜についての質問をいたします。

この施設の協定書がこの4つの協定書、公募によらない協定書、リヴァージュ・スパひきがわさん含めて4つののですが、ここの協定書が一番複雑なような感じがします。読み比べておりましたらはっきりとわかります。複雑であります。この最初に第14条については、フィッシャーマンズワープの協定書の中の第14条、この納付金と、このようになっております。

本施設を使用するに当たりまして、月8万円を白浜町に払うと、甲に支払うと、これは当年度末までに納入すると。普通、常識でありましたら、月ぎめ、月ぎめで払うのが普通ではなかろうかと思うのでありますが、年度末までにとそのようになっております。この月8万円ではありますが、日置の、先ほど言いました海来館さんは2階の厨房使用料として5万円を白浜町に納めております。1階、2階の総面積が315.32平米であります。これは1階、2階合わせてです。先ほど言いましたように、海来館さんの厨房施設利用料となりましたら、2階部分を指すわけでありまして。この2階部分で月5万円を白浜町に納めているわけでありまして。

しからは、このフィッシャーマンズワープ、一体全体、敷地、建物面積は何平米あるのか。かなりの違いがあると思います。そうなりましたら、この海来館さんとのこの本施設との月5万円と月8万円のこの定義、これは整合性があるのか。これも指定管理を受けているところは同じ和歌山南漁業協同組合であります。そういった関連の施設であります。この辺についての説明を求めたいと思います。整合性はありますか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

フィッシャーマンズワープ白浜と海来館の2つの施設の納付金の違いについて、その整合性ということですが、先ほどの部分でもお答えしましたように、あくまで協議の中でこういったその施設ごとに決めていくものでございます。それで、例えば、建物の賃貸借料ということになりましたら、特別な理由がない限りは、やはり付近の例により、その額を

定めるといのが基本であり、一定の整合性も必要ということになると思うのですが、指定管理における納付金というのは、あくまで相互の協議において、施設の運営に必要な額の一部として、支払われるものであると理解してございます。

当然、この2つの施設については施設の規模、経費、収支の状況なども大きく異なっていますので、施設ごとの納付金について一定の整合性を得ることは困難かと思っております。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

今、施設ごとの整合性をとるのは難しいと、しかし、これ、常識的に考えたらですよ、私が言いましたように、今、答弁、抜かっておりましたが、それでは、フィッシャーマンズワープ白浜は延べ床面積、何平米あるんですかと、この点については答えられますか。答えられなかったらいいですけども、かなり大きいと。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

1階、2階、屋上部分を合わせまして、約1,496平米でございます。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

日置の海来館につきましては、こういった規模で2階の厨房施設使用料と、はっきりと明確にうたわれています。1階、2階の総面積が315平米ですから、半分案分しましても、160平米弱であります。それで月5万円の使用料を支払っているわけです。町がとっているわけです。

片や、今、所長が言いましたように、フィッシャーマンズワープ、延べ床面積、約1,496平米あります。これで月8万円あります。全体の使用料で月8万です。これが施設ごとにそういった形でやって、整合性をとるのは難しいというわけではありますが、この点について、もしこのことが町民等の皆さんとか、いろいろなりましたら、整合性、やはり、行政が公募によらずに、そこにある任意の団体、任意のそういったところに指定をしてやるわけです。1つずつの案件をこうしているから、こういうふうなばらつきが出て来るわけです。やはり整合性というのも私は大事であると、後でこれ、また一括して言いますが、この辺についてもやはり、150平米に月5万円をとって、片や1,496平米で月8万円の使用料しかとっていない。

片一方が適正である、もしフィッシャーマンズワープの月の8万円の使用料が正しいとなれば、当然、面積とか内容からしたら、もっと日置の海来館さんの使用料は半分以下になって、私は当たり前であると、一般的な考え方からしたらですよ、そのような解釈が成り立つわけです。解釈というよりか、これ、常識やと私は思うわけです。この点も後で言いますが、見直すべきときは今後やはり見直さないと、1つずつ1つずつを見て、これがこれで正しいとなりましたら、1つの施設だけだったらいいですけど、同じ指定管理者やって、漁業関係の補助金をもらって、規模は違うけども片一方が5万円、片一方、10倍でききませんよね。ざっと10倍になりますか、が8万円。これでは整合性がとれるわけではないと、私はその

ように思います。

それでは、先へ進みますが。

次に、フィッシャーマンズワーフの第15条の中で、備品の管理及び帰属の項がございます。この中で、「備品等は無償で乙に貸与するものとする」となっておるわけです。白浜町がフィッシャーマンズワーフに対して無償で貸与すると。2の中で、備品等が通常の使用による劣化等により、業務実施の用に供することができなくなった場合、必要に応じて甲、白浜町ですね、白浜町の費用で当該備品等を購入または調達するものとなっている。

通常、建築のとき、設備、備品等は一体どうなっているのか。これはリヴァージュ・スパひきがわさんを除いて、この指定管理に乗らない公募の中、特に、指定管理じゃなくて、和歌山南漁業協同組合が受けている指定管理が2つあるわけです。海来館、建物の規模は違うといえ、こういった消耗備品等について、備品は白浜町が支給をします。こちら辺についての説明を求めたいと思うんですけど、どうなっておるのですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

これら、やはり、建築時の設備と備品につきましては、当初の運営に必要な物でございますので、町で用意してございます。ただ、その消耗品的な物については指定管理者で用意していただいております。

ただ、特に、先ほどからのご質問の中で、やはり建物を賃貸で、この指定管理者さんが借りているというお考えのもとでやるのでございましたら、議員のおっしゃる意味もわかるのですが、私どもはやはり、あくまでこれは町の施設をいかに効率的に指定管理者の方に、管理運営をしていただくかという観点でございますので、当然、先ほどから申しておりますように、納付金の額の統一というのも難しいものと思っておりますし、建築時の設備、備品、こういった物も当然、町の施設でございますので、町が用意すべき物であるというふうに考えてございます。

以上です。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

町のこれはリヴァージュ・スパさんとの協定書なんです。そしたら、ほかの海来館さん、椿はなの湯さんでも備品等は白浜町が提供するんですか。そういうような協定書はほかにはありませんが、備品等はフィッシャーマンズさんとの協定書にだけ書かれておるんですけれども。それやったら椿はなの湯さん、海来館さん等から、じゃ、日用備品以外の、備品等になったら、また、これと同じような協定書を結んでくださいと、結びかえてくださいと、そうになりましたら、そうされるんですか、どうなんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ですから、その施設ごとの条件というのが、さまざま異なりますので、その部分で、当然、相手さんとの協議になります。ですから、例えば、新しい施設を1つつくる中で、相手

が公募によらない場合で、どこかの団体にやっていただくという前提の中では、当然、その団体と協議になります。そして、その団体との協議において、私ども町のほうが、これだけの施設でこんなことをしたいんや。それについてはどれだけの費用を町のほうが用意できると。それについて、いや、そうじゃなしに、うちは備品まで用意してもらわな困るといのか、それか、備品はうちで用意するというのかとか、その辺の条件が調って初めて、指定管理の協議が調うということになってまいりますので、そういった意味で、やはりこういった施設につきましては、設備、備品は、これは町のほうで用意するという前提の中で建てたものでございますので、ケース・バイ・ケースということになるかと思えます。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

ですから、私が言いました質問の当初に、指定管理に公募によらないで指定管理者を決める場合は、町行政のそういった各事業に対して、責任、そこら辺の判断する場合、いろんな総合的に勘案すると、指定管理者条例によりますけれども。それが一番大切になって、ばらばらに、今、所長が言いましたように、施設ごとには規模も確かに違います。規模も違うし事業内容も違ってきます。しかし、基本はやはり同じ方針で臨まないと、この施設にはこういう協議やから、これだけ要るんやと。要るから町もこれだけ出しますよ。こっちはこうやからこうや。それでは整合性がとれますかということ、私は先ほどから言っているわけです。

そういった公募によらないで決める場合でこそ、もっと、後で最後に言いますが、その相手の団体の、先ほど第4条の項目1から5まで含まれて、この第4条の4項では、「その経営者の経営の規模及び能力を有している」とまで書かれておるんです。ですから、指定によらないで決める場合は、その団体の経営能力とか資金能力もちゃんと行政が最初に判断して、これだったらやっていけるなという形で指定、公募によらないで、そこを指名するわけです。

ですから、行政の責任が大きいのではないんですかと、そういった判断、経営規模等もこれは含まれてきます。指定管理者がこれぐらいの補助金をもらえるんだったら、もっと大きいのをつくってくれへんかなと話、いろいろ協議あるでしょう。しかし、町行政のほうでそれだけの経営をするだけの能力と資金がちゃんとあるか、その裏づけはある程度とるのが行政でしょう。それで協議をしていくわけでしょう。

それでなし崩し的に、これだけの金があるんやから、これだけのものを建ててととなって、後で失敗したときにはやはり行政の責任を、スタートするときの責任があるのではなからうかというのが、私の考え方です。うまくいけばいいんですけども、うまくいかなかった場合、多額の公的資金が入っているわけ。億単位、お金が入っているわけです。だから、そのときに、行政の責任、公募によらない場合は最初のとときにきちっとすべきではないのかというのが、今回の質問の趣旨であります。それでは時間ですので、先にまいっていきます。

先ほどから言いましたように、4つのこの施設の協定書、日置のリヴァージュ・スパさんは公募により、そして、一番、ここが能力もあるという形で選んで、そうした内容等が、協定書の内容等も割とすっきりとしております。そして、ほかの3つについては、公募によらないと。施設の内容が違うとはいえ、ざっと簡単に申し上げただけでも協定書に、別個別個の部分でばらつきがある。先ほど総務課長の答弁では、そういったばらつきについても整

理をしていきたいという形の答弁でありましたけれども、そういうふうな形で再度、簡単に聞きますが、協定書についても統一できるところは統一をしていくと、そういうふうな見解でよろしいんですか。もう一遍。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

今までの質疑を聞かせていただきまして、我々も変更の条例を提案する際には、いろんな条例を見ながら指定管理についても、同じようなものがあれば、気づきがあれば同じような形に、様式も整理してきておるところなんですけど、議員おっしゃるように、ある一定の様式であったり、考え方、そうしたマニュアル的なもの、そういうものは必要なんだろうと、このように思っていますので、できることから早急に取り組んでいきたいと思っています。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

あと時間が5分になります。

今、総務課長も答弁で、見直してマニュアル的なものをつくっていくと。そうしていただかないと、余りにもばらつきがあります。内容にも、表現だけと違って、内容そのものにもばらつきがある。1個ずつ見ていったらわかりませんが、4つ一遍に読み比べたらよくわかるわけです。ですから、そこら辺をしないと、今言いましたように日置の海来館さんで5万円、片一方はあれだけ大きく8万円と、海来館さんのほうから、何で私ら、これだけの2階の厨房施設使用料で月5万円で、フィッシャーマンズワーフはあれだけ大きい1,500平米のを月8万なんですか。私とこ、それだったら、向こうのが妥当であるのなら、私とこを下げていただけませんかと言うのも当たり前前の自然の理であると、私は思うわけです。

ですから、そう言われたときの理屈づけになって、そういうふうな言葉を使ったら申しわけないと思うのですけれども、余りにも、ちょっと規模等によって、これは修正のしようがないぐらいの開きがあると思います。

その中で、先ほどから言っておりますように、指定管理者を決める場合、公募による場合は建物の規模等、我々甲が、白浜町が提示をして、それにのっとって、これだったら、私とこ、こういうふうな形で申し入れをしてくるわけです。当然、申し入れしてきたときには、相手さんの会社の規模、経営能力、経営的なもの、資金力、全て資料として出て来るわけです。現実にリヴァージュ・スパさんの場合は、たしか十数社さんが出されてきて、全てわかるわけです。内容から始まって、資金的、経営能力、その中で一番ここがよかろうというところを、今回、メルコさんを白浜町が指名をしたわけです。ここだったら安心やと。

片や、指定によらない場合は、これありきで行くわけです。当然、漁業組合のそういった形の補助金をとって、そういった漁業関連の1つになりましたら、当然、親もとの和歌山南漁業協同組合が指定管理を受けると。これは私もわかるわけですが、その際に、その事業をスタートするときです。スタートの計画のときです。漁業関係者の方がサービス業をするとか、いろんなところ、違う業種のことをするわけですね。規模が例えば、小さければどうなるか、あれだけの、例に出して悪いですけども、大きな施設になって複合的な

った場合、本業と違う事業を展開する場合もあるわけです、実際にあるわけです。そのときに、公募によらないで決めるときに、行政として、これだけの規模が果たしてうまくいけるかどうか。当然、そのことも含めて指定管理者制度の中では協議をすると。協議をしてやっていけるという行政の判断を下して、今の形があるわけです。

だから、その下したときの判断が一番大切なんです。大事になってくるわけです。後で取り返しはきかないわけです。建物を縮小しようと、そうはいかないわけです。だから、当然、指定管理者を受けて運営するわけやから、それぞれの団体のいろんな夢があると思います。これもして、あれもして、こうやと。その夢はわかるのでありますが、果たしてそれがやっていけるかどうか。その協議のときに、行政が自治体として、やる側の指定管理を公募によらないで決める行政側の判断が一番大事になってくる。

そのときにいろいろ協議が難航するかもわかりませんが、これだけの補助金があるから、これだけの物が建てられると。それがうまくいけば、そら、万々歳に越したことはありませんが、条例にも書かれ、何度も言いますが、相手の能力、規模、そういった運営能力も行政側が把握をしなければならぬ。その把握した上で公募によらないで、あなたところという形で当初から相手を決めて話をしていくわけです。

公募による場合だったら簡単です。いろんな条件の会社さんが出てきて、ここはこれだけの規模、その中で最良のところを選べるわけです。指定管理、公募によらない場合は、そこありきでいくわけですから、ありきでその事業をやるんですから、その協議をスタートするときに難航するかもわかりませんが、行政のそういった判断等が大変重要に私はなってくると。後で一旦スタートして、取り返しのつかないことになると。つぎ込んだ公的資金は何億。億単位の金ですよ。億単位の金がつぎ込まれているわけです。

○議 長

あと質問事項は1分です。答弁含めて1分です。

1番 溝口君（登壇）

○1 番

あと1分。はい、わかっております。

ですから、そういうふうな形で再度申し上げますが、こういった施設の規模等を最初の指定管理によらないで、公募によらないで決める場合、やはり、町のそういった現状から考えてみましたら、全ての施設がうまくいっているとは思えないわけです。こちら辺の基本的な考え、今後、町としてやはり、客観的にそういった部分について抜けていた、思慮不足であった点はやっぱり、私は否めないと思うのでありますが、この点についての認識を、最後に聞いて終わりたいと思いますが、町長、どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

議員がおっしゃることはごもっともだと思います。ご指摘いただきましたように、各施設によりまして、開設時期ですとか、あるいは規模ですとか、事業内容、条件等異なりますので、協定書の内容を統一するとか、整合性を図るといというのは大変難しい部分もございますけれども、しかしながら、ご指摘いただきましたように、町として、その施設の規模とか施設内容についての検討は、もう少しやっぱり配慮があってもいいのかなと思っております。

結果的に、指定管理者に多くのご負担をおかけしている施設もあろうかと思っておりますので、その辺は指定管理者とこれから十分、協議、相談をしながら、また、町としても必要な分析、精査を行いながら、よりよい施設の運営に努めてまいりますので、議員におかれましても引き続きご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

以上をもって、溝口君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 12時41分 再開 13時41分)

○議 長

再開します。

諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

諸報告を行います。

休憩中に議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いします。

当局より追加議案2件の申し出がありました。追加議案2件につきましては、あす第4日に提案説明を行うことになりましたので、ご了承をお願いします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。引き続き一般質問を行います。

14番、丸本君の一般質問を許可します。丸本君の質問は一問一答形式です。まず、町財政についての質問を許可します。

14番 丸本君(登壇)

○14 番

14番、丸本安高です。議長の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問を行わせていただきます。

今議会は町財政について通告を出しております。早速質問に入らせていただきます。

平成18年3月1日、旧白浜町と旧日置川町が合併をし、新白浜町が誕生しました。それからことしで、はや10年になります。国は2004年から地方交付税を大きく削減していき、単独では町財政が立ち行かなくなるというムチと、そして合併すればもとの2町分の交付税が入り、そしてあと1つの財政特例は、合併特例債でした。これは事業費の5%、償還時に30%の一般財源からの負担がありますが、起債の70%は交付税措置される制度が設けられました。

2町合併から10年。地方交付税の特例期間も今年度で終わります。過日、総務課からいただいた資料では、普通交付税の推移を見ると、2町分交付される合併算定がえのほうが一本算定よりも年5億円前後増額されております。来年度から年間約1億円の交付税が5年間にわたり減額されていくことになると思います。今後の財政運営が心配されるところであります。どのようになる予定か、どのような減額になる予定か、説明を求めたいと思います。

○議 長

丸本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番外（町長）

ただいま丸本議員から、町財政についての今後の普通交付税の方向、予定についてのご質問をいただきました。今後の普通交付税の見込みについてお答えさせていただきます。

普通交付税につきましては、合併から10年間は合併算定がえにより、合併前のそれぞれの町ごとに算定された普通交付税の合算額が交付され、合併後の白浜町を1つの団体として本来算定される額よりも増額された額が交付されてきました。こうした優遇措置は、今年度において終了し、来年度から平成32年度までは、激変緩和措置としまして、合併算定がえにより増額された額が段階的に減額されることとなります。

当該優遇措置の終了に伴い、減収となる額については平成26年度において増額された普通交付税の額を例に試算すると、平成28年度では約4,750万円。激変緩和措置終了後の平成33年度においては、平成26年度と比べ、約4億円から5億円ほどの普通交付税が減額されるものと想定しているところでございます。

○議長

14番 丸本君（登壇）

○14番

約4億、6年先には4億から5億、年間削減されるという、こういう理解でよろしい。

地方交付税は少子高齢化対策、地域経済雇用対策及び社会保障費の自然増に係る歳出を、特別枠で実質的に確保してきたと思います。その中で、合併後の平成18年度は27億余りだった交付税が平成27年度、今年度、36億近くまでなっており、8億余りが増額されております。平成の合併騒動で地方交付税は厳しい状況が続いていたが、しかし、その中でもやるべき仕事はやらなければなりません。合併後は、地方交付税はふえてきました。地方交付税の計算は基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額と思うが、交付税がこの合併後10年、ふえた理由についての説明を求めたいと思います。

○議長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

これまでの普通交付税の推移についてお答えさせていただきます。

地方交付税には、普通交付税と特別交付税があります。議員ご質問のとおり、普通交付税については、基準財政需要額から基準財政収入額、これを除いた財源不足の額が交付されることとなっております。平成18年度において約27億5,700万でありました普通交付税は、リーマンショック等で落ち込んだ地方経済を支えるための加算等が措置されたこともありまして、その後年々増加し、平成24年度においては、平成18年度に比べまして、6億2,600万円増の33億8,300万となりました。ただ、その後は減少に転じてございまして、平成26年度では平成24年度よりも6,600万円の減、33億1,700万円となっております。

本年度の当初予算における地方交付税につきましては、国の平成27年度地方財政計画において、地方交付税総額は前年度比で約0.8%減少されたことを踏まえ、普通交付税において、昨年度当初予算比ですが、1,100万円減額した31億7,000万円と見込んだところでありまして、特別交付税として見込んだ4億1,000万円を加えまして、今年度の

地方交付税総額としましては35億8,000万円を予定したところでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

そしたら、昨年よりふえてあるのは特交の分がふえたという、主にそういうことですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

24年度まではふえてきておったのですが、26年度では減っておるということでございまして、特交というよりは普通交付税、特別交付税はまた、いろんな事情によって違ってきますので、普通交付税のほうは削減されてきておる。削減といいますか、減額となっておりますという状況でございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

今年度で合併算定がえの終了により、地方交付税が最終的に4億から5億程度減るというのは、市町村合併特例法の中で定められており、理解ができるところでございますが、それで国から交付される実額が減るということではないと思っております。わかりにくいかもしれませんが、今後、合併10年、11年目から5年間にわたってずっと減り続けていくと。それは、市町村合併特例法の中で決まっていると。こういう理解をしておるんですけども、合併をして、この10年間で先ほど話があったように、ふえた分、予算書を見たら35億8,000万でしたか、今年度予算を計上してあるのは、合併当初は27億余りだったのですか。こういうところでふえてある中で、今後減っていくというのも、実額は減っても、実際入ってくるのは、増加したら、差引いたらプラスになるという、こういうことも考えられるのではないのですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

今後の普通交付税の見込みにつきましてお答えさせていただきます。議員ご承知のとおり、普通交付税の増減理由につきましては、国の財政計画及び政策、または算定単価の変動などによるところが多々ございまして、今後状況を見込んでいくことは非常に難しいところがございますが、景気回復で地方の税収がふえ始めたことから、地方経済を支えるため措置されてきました加算分、加算分の削減が国において検討を進められているところでございます。当町における普通交付税の合併算定がえ等の優遇措置が今年度で終了いたします。平成28年度の普通交付税につきましては、本年度より減収することが予想されます。ふえるといいますが、やはり2町それぞれの町単位で計算させていただいた合併前の交付税額と、今後は1町分、新白浜町分、その基礎ベースで算定される交付税に変わって、5年間で激変緩和はありますので、実質的に今までどおりであれば多くもらえた部分は、必ず下がってくるというところでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

今年度で合併特例債を使った事業もほぼ終わると思いますけれども、このうち特例債の発行限度額は白浜町は63億余りだったと思うのですけれども、そのうちです。旧日置川町の行政課題の解決に使われたといえる事業はこれ、どういう事業なんですか。事業名とその金額というのを、答弁、お願いしたいのですけれども。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

事業名、多々あります。全てご返答することはちょっと難しいのですけれども。当町では平成18年から平成26年度までの間において、基金事業に9億9,000万円。普通建設事業に51億2,100万円。計61億1,100万円の合併特例債を発行してございます。

ご質問の旧日置川町地域での事業に係る合併特例債事業の活用状況についてでございますが、これまで日置小学校施設整備事業、白浜町診療所医療施設整備事業、日置川消防署建設事業、安居辻松峠公衆便所整備事業、白浜町テニスコート駐車場整備事業などに活用してございまして、発行総額が3億7,300万円となっております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

今、建設事業、51億のうち3億3,700万という、こういうことですね。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

そうでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

旧日置川町の残された課題について、お伺いさせていただきます。

新町建設計画、新町まちづくり計画に盛り込まれた事業の中で、日置川町分の建設計画についての実施状況はどうなんですか。この中から特例債の事業というのをやっておると思うのですけれども。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

新町まちづくり計画での旧日置川町に係る事業ということで、新町まちづくり計画策定に伴い、新町において想定される事業として取りまとめられた、旧日置川町に関する事業は、廃校になった学校施設の整備等を除きますと、約30件ございます。うち平成26年度までに実施または着手されている事業は14件ほどになります。残事業につきましては、今後の財政状況及び国、県補助制度等、再度検証するなど、まちづくり計画策定時に充てた財源を精査するとともに、実施する事業につきましても事業効果、優先度、緊急度等を改めて検討

してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

当白浜町は合併10年で合併特例債を使って建設に使える63億余りの借り入れをしておりますが、これから借金返済の負担がふえて、苦しいやりくりに迫られてくるのが想定されます。合併10年が経過する中、果たして白浜町は財政面で豊かになったのか、また、これから豊かになっていくのか。来年から市町村合併特例法が定めた財政上の特例措置の期間が終わり、合併をした白浜町の地方交付税は5年後にかけて縮減されていきます。

合併で起こした特例債の償還も、これからピークに入るとは思いますけれども、借金返済のこのピークというのはいつになるんですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

今後の償還の見通しについてでございますが、平成25年度普通会計決算に基づき、合併特例債事業以外も含めた借入額の償還に係る見通しとしまして、特例債だけの償還でピークというのはちょっとわかりにくいものですから、さまざまな債務の関係の償還を含めて見通しをしますと、北富田小学校、白浜第一小学校及び日置川消防署等、大型の起債の事業に係る元利償還の関係から、現在のところ、平成31年度から33年度、このあたりまでが公債費のピークと見込んでいるところでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

来年度から交付税が減り、一方、借金の返済のピークが約5年後に来ると。見通しについてお聞きいたします。

借金返済時のピーク時の実質公債費率は何パーセントになるのか。同じく経常収支比率の見通しは、何パーセントになるのかと。今は実質公債費比率というのは合併当初に比べて少し改善されてあるようには思うのですけれども。今、何パーセントか。それで、5年後には、平成31から33年、この時期には何パーセントになるのか、ちょっと。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

公債費のピークにおける経常収支比率及び公債費比率についてお答えさせていただきます。平成25年度普通会計決算に基づく実質公債費比率は8.2%。経常収支比率は89.6%でございます、両比率とも平成24年度より改善傾向にありましたが、現段階において、公債費のピーク時として想定しております平成31年度から33年度までにおいては、公債費の増加に伴い、実質公債費比率は8.3%から9.8%ぐらいの範囲の中で推移するものと見込んでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

この実質公債費比率というの、これの答弁がなかったように思うんですけど。5年先ですよ、今の89.6というのは、これ、26年度ですか。

○議長 長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

すぐに計算しまして、実質収支比率のほうですね、5年後の。

○議長 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

公債費比率と。

○議長 長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

公債費比率につきましては、現在も8.2%なんですけど、ピーク時には8.3%から9.3%の範囲の中で推移すると見込んでいます。

○議長 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

合併した理由の大きな理由は、財政問題であったように思うのですけれども。合併して財政が好転したのか。来年から5年をかけ一本算定に移行します。一本算定に完全に移行したとき、予算が果たして組めるのか。財政調整基金は現在どれだけあるのか。これ、原稿になかってん。財政調整基金、取り崩していくとか、あるいは歳出を削っていくとか、こういうことになってくると思うんです。見通しどうなんですか。

これは要するに、財政調整基金を取り崩していくとか、取り崩していかんとか、歳出を削るとか、いろいろあると思いますけれども、このさっき言った経常収支比率と公債費比率、この数字は財政調整基金をどれだけ取り崩すとか、歳出をカットしていくとか。こういう数字は入った上の話、数字なんですか。

○議長 長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

財政調整基金の関係を取り崩して、この8.3%から9.3%ぐらいの範囲ということを経営しているのかという質問だと思うのですけれども、財政調整基金の取り崩しをどの程度見込んでこの数字をはじいているのか、ちょっと今、手元にないので、すぐに。基本的には、取り崩しを見込まずに推移をはじきますので、すぐにまたご答弁させていただきたいと思えます。

○議長 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

白浜町財政健全化プランでは、正職員はほぼ計画通り減っているように思います。しかし、臨時職員はふえているのではないのですか。安く働かせる賃金職員、臨時職員に置きかえをしているのではないのですか。その点について。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

先ほどの8. 3から9. 8の実質公債費の見込みには、財政調整基金の取り崩しは見込んでいないということでございます。

ただいまありました、正職員の削減によって賃金職員がふえている、正職員を賃金化しているのではないかというご質問であろうかと思えます。正職員については定員適正化計画の中で、削減目標を掲げて取り組んでございます。これは合併のときに、国のほうから計画を立てて取り組んでいくという状況でございまして、議員ご承知のように、全体としましては合併時、このときに多くの職員が同時に退職された。こうした経過もございまして、あと、いろんな事務事業の見直し等々で、職員は計画的に削減をしております。

ただ、臨時職員は確かに推移としてはふえてきてございますが、これにつきましては、合併は18年でございまして、その当時から言いますと、多々、国からの権限移譲であったり、いろんな行政サービスの拡大というところで、地方自治体における住民への行政サービスが拡大してきておるといのは、議員もご承知のことだと思んですが、そこへ正職員を充てずに臨時職員でお願いしていつているという部分も多々ございますので、決して職員を臨時職員化するということの目的で、結果こうなっているということではございませんので、ご理解をお願いします。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

財政健全化プランの中に、臨時職員についても削減していくと、このように書かれておると思うんですけども、しかし、一方、今の話でしたら、ふえとると。どう見ても安く使うというのですか、人件費を抑えると。給料やなしに賃金のほうをふやして、安い労働力を使うという、こういう魂胆というのですか、透けて見えるように思うんですよ。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

財政健全化プランも、行革の中で当然、合併のときぐらいなんですけれども、立ててございます。その中で、当然、職員も削減をかけて、臨時職員も削減をかけて、言い方は悪くすれば、人件費を浮かして住民サービスのほうへ向けていくと。そのこともあるんですが、基本的には当時は民営化、郵政も民営化されたと思うんですけども、いろんな形で民営化されて、民間でできる部分は全て民間に任せていこうというような考え方のもとがありますので、当然、業務を完全に民営化しますと、その部分については職員が要らなくなってくるというようなことの計画の中でもやって、人員削減のほうへ数字上は上がってくるんですが、結果としましては、なかなか民営化が進んでいないと言われるのはご指摘の部分もありますし、また、当時計画した以上に、国のほうの政策のこともありますけれども、権限移譲、

これが大きくございますし、例えば、包括であったり介護であったり、そのときに予定していない新たな自治体業務がふえてきておるとい状況があるので、正職員はなるべく計画に基づいてやってきておりますけれども、臨時職員については、それを減らすことができずに、やっぱり住民サービスを途切れないようにご協力いただいているとい状況の中から、定員が削減できずに、逆にふえているとい状況が生じているといこととてでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

いや、私、何も臨時職員を減らせとか、そういうことを言うてるのではないんですよ。正職員を減らして臨時職員がふえているとい事実があるんですよ。それは安い労働力を使うと、こうとられてもいたし方ないことだと思ふのですけれども。権限移譲に伴って、そういう話ではないんです。

それで、合併当初は400人あった職員、400人ありましたね。今、340、細かい数字はわかりませんが、ちょっと記憶にないんですけども、60人近く減らしている。これはほぼ適正化計画に沿って減っているけども、それを臨時さんのほうへふやしておるといのは、やっぱり、町内のワーキングプアといのですか。低所得者の、低賃金者をつくらせて、そう置きかえてとられとると言われても、これ、いたし方ないと思ふのですけれども。議長、もう答弁よろしいです。

財政が厳しいと合併前の旧日置川町でよく聞きましたが、合併の影響は来年から見えてくると思ふます。財政が厳しいとの理由で合併したのに、財政が好転していないのではないのか。逆に職員削減による住民サービスの低下、また、議員削減による住民の代表度は大きく後退したように思ふます。特例債を使っておこした事業以外に、この合併は何のメリットが、この町や住民にあったと思ふますか、町長。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

合併のメリット、あるいはデメリットといのは、それぞれの自治体でもいろいろと議論されておることだと思ふます。合併の大きな効果としましては、やはり合併特例事業債を活用して、多くのまちづくりの施策の事業を実施できたこと、まちづくりのいろんな施策に反映できたことが挙げられると考えています。合併特例事業債を活用して実施した事業につきましては、今後の白浜町政のさらなる進展のための大きな原動力になるものと認識をしております。

また、もう1つの大きな効果としましては、合併前よりも財政基盤を強化することができたといふうに考えています。これまで当町は合併に伴い、行政運営の効率化を図り、コスト削減などの行政改革を進めてまいりました。合併当初には約4億1,700万円であった財政調整基金を、平成26年度末においてですけれども、約17億4,500万円増の21億6,200万円まで積み立てております。取り崩しを今年度5億9,000万ほどやっておりますので、15億9,000万円の現在高になっておりますけれども、合併特例事業債を活用した地域振興のための基金としても、今年度におきまして約11億円を確保する予定としております。地域振興基金、これは今現在、11億余りの確保ができる予定になっており

ます。

これらの財源につきましては、将来のまちづくりの施策のための重要な原資になるものであり、緊急性や必要性などを十分に精査しながら、今後の必要な事業の財源として活用してまいりたいと考えています。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

三位一体改革で、地方交付税を削減されていく中、多くの自治体が、この白浜を含めて合併へと突き進んでいきました。しかし、財政は果たして好転したと言えるのか。町長、今、基金をふやしたと。あるいは特例債を使って建設事業をやったと。果たして、今後好転したと言えるのか。今後を見据えてですよ。単独を選んだ自治体が財政が逼迫をして、破綻をしたと、こういう自治体、私、聞いたことないですわ。今はメリットが、少し基金をためた、事業をやったと。事業をやるために合併したと、こうする町民も。

さっき、総務課長から説明ありましたが、この建設事業、51億円でしたか。日置川で3億3,000万しか建設事業やれてないんやら、特例債を使って。3億3,000万やったんかな。この点を言う町民が日置川筋にかなりいるんです。「丸本君、合併して一体何のメリットがあったんのよ」と。「何がよかったん」と。「向こうにほとんど大半、向こうで事業をやってるの違うのか」と。「そうですね」と、私、言わなしようない。

それで、これから借金のピークが来る、後、5年前後先にピークが来ると。公債費、借金を払うのがピークが来ると。そのときには、5年先には町長、毎年1億減って行って、4、5億も交付金が減るとるわけ。計算上、言ったら、さっきの公債費比率とか、その数字でいくかわかりませんが、人口が減りやる中で、白浜町だけやない。人口が減りやる中で、果たしてこの数字が、予測の見通しの数字がこのまま5年先、あるいは10年先、この予測した数字でいくのかということ。こういう心配、懸念が、私、あるんですよ。

それで、この白浜町の近辺にも単独でいっている自治体、ありますわな。しかし、その自治体が逼迫しとるか。合併せなんだらもたんと言って合併したんですけれども、果たして、単独でいったというのが逼迫しとるか、もうもたんとか、そういう話は聞いたことがないのですけど。

合併の検証になってきますけれども、この合併、果たして日置川の町民の中に、私、何回も言われたことがあるんです。それで、この日置川に後から言うても始まらんですけれども、お金を使ってしまってからですよ。この建設事業の配分というのか、これでよかったのかなと思って。どうですか、町長。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

合併の是非というのは、これ、全国全ての自治体でも恐らく議論されていると思います。合併してよかったのかどうか。あるいは単独でいったほうがよかったのではないかというふうな議論は、この和歌山県内の各市町村においても、よく言われることでございます。

合併して来年で10年を迎えるわけですが、やはり、旧日置川町と旧白浜町にとって、本当に合併してどういうふうな結果になったのかということは、やはり、もう一度検証

するといえますか、一度議論する必要はあろうかと思えます。皆さん、それぞれのお立場で、それぞれいろんなご意見があろうかと思うのですけれども、私は、現在、新町まちづくり計画の中で想定される事業として、先ほど総務課長からも答弁しましたけれども、旧日置川町に關係する事業は約30件あるということと、それから、まだまだ着手されていない事業がありますので、16件ほどまだ着手されておりませんので、これの残事業につきましては、今後、もう一度国、県の補助制度等、検証しながら財源を精査するとともに、実施する事業についてはできるだけ事業効果優先度緊急度を含めて検討してまいりたいと考えてございます。

そしてまた、旧日置川町にはやはり過疎債というのもございますので、この部分の恩恵というのももちろんございます。ですから、目に見えない部分での合併の効果といえますかというのは、少なからずあったのではないかなど。水道料金のことについてもそうでございますし、いろいろな面から、また多角的に検討する必要はあろうかと思えます。

いずれにしても、この白浜町が掲げております白浜町財政健全化プラン、これに基づきまして、これももう少し時間をかけて、この結果の検証、実施状況の見直しを含めて、定員管理の適正化、あるいは人員のことについてもそうですし、先ほどから出ておりますような民間委託、指定管理者制度が導入できるか、こういった活用によって、定員を計画的に削減することも必要であらうし、当然、その中で、行財政改革も進めていかなければならないというふうに考えてございますので、しばらく、もちろん安定した財源確保のために、厳しい状況はここ数年続くとお思いますけれども、町職員一丸となって、町民のためにやっぴり入ってくる。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

特に、日置川筋は白浜町内においても人口減少が著しいんです。それで、合併しても人口減少がとまらんと。白浜だけやないです、これ、全国的な問題ですけれども。人口が減るところで地方税の収入というのも下がり続けていかな仕方がない。人が減るところから税収が上がってくるとは考えられん。それで、特例債一つをとっても、こちらへようけ使われやんの違うのかとって、日置のほうに余り回ってこんの違うんかと、こういう声が私の耳に、やっぴり入ってくる。

それで、その辺、使ってしまったもの、これは今さらどうせえこうせえ、特例債で使ったものをどうせえと言っても、いたし方ない。過疎債も使って、日置川地域は過疎債も使えるんやから、その辺、十分地域の要望を取り上げていただくよう、ひとつお願いしておきます。

それと合わせて地方交付税。今まで2町分いただいておったという。それで、16億前後でしたのか、十六、七億、両町合わせて30億、今年度でしたら35億8,000万やっただと思うのですけれども、今まで、この10年間というの、この地方交付税というの、向こうは向こうの分でくれてあるから、向こうへ使ったのかと。向こうと言うたら日置。その辺、どうですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

答弁漏れのありました経常収支比率の部分について、将来予測ですけれども、これについても細かい数字でいろいろ変わってきますので、単純には数字上、計算できないのだけれども、想定では90%前後。今、八九点幾つなので、それほど大きく上回ることなく。99とか、危機的な状況になるという状況ではないと見込んでございます。

それと、過疎債、合併特例債の関係は3億7,300万という数字は申し上げましたけれども、やはり日置のほうには財源を、町の事業をやっていくときには、やっぱり財源をどう確保していくかということを検討しますので、その中で、やっぱり合併特例債よりも過疎債を充ててという部分はたくさんございます。

過疎債についても十数億円も充ててございますので、合併特例債の配分だけをそう見ると、そういう数字になるのかもわかりませんが、過疎債は99%ぐらい旧日置のほうに充てさせていただいてございますし、あと、合併特例債じゃなくて、いろんな補助金をいただいた中でも、一般財源をもって補填して、日置のほうへ特化した事業なんかもやってございますので、合併特例債だけで旧白浜、旧日置という議論をされると、ちょっと財政的にはつらいところがありますので、そこはご理解いただきたいなと思ってございます。

あと、交付税につきましては、当然、二本算定してございますので、交付税額の数字上は出てきますけれども、どこにその、例えば旧日置川分の交付税分を旧日置川分にとというようなことは、現実的には不可能といえますか。例えば、国保にしてもいろんな形にしても、やっぱり白浜町新町で全て物事を考えますので、そういう考え方というのは、合併当時から持っていないのが現状でございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

国と地方を合わせて1,000兆を超す借金を抱えているとの報道があります。日本銀行の金融緩和で円安が進み、株価が上昇しました。日銀の国債の大量買い付けで長期金利を低く抑えております。抑えていなければ、政府の利払い負担が上昇するように思います。金利上昇すれば、国の財政再建はできなくなると指摘をする経済学者もございます。

未来永劫に国債を買い付けすることができるのか。国が財政破たんして市町村が生き残るといえるのはあり得ません。国の財政破たんを想定したことはありますか。破綻まで行かなくとも、長期金利が日銀の大量買い付けで低く抑えられている中、低金利がいつまでも続くことは考えられないのではないのでしょうか。金利上昇すれば、利払い負担が上昇、国の予算の中から地方に来ている地方交付税交付金を初め、全ての予算が削減され、町予算が組めなくなることを想定していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今後の国庫支出金及び地方交付税などの動向についてでございますが、議員ご質問のとおり、国庫の金利が大幅に上昇した場合は、国債の元利償還金が増加することになります。よって、国の財政運営に与える影響は非常に大きく、こうした影響は全国の地方自治体の財政運営にも、少なからず波及していくものと考えられます。

当町としましては、平成27年度地方財政計画などの財政資料による数値や、あるいは国

の政策の情報に基づきまして、今後の財政運営を見きわめているところであります。国債金利の大幅上昇等の不確定要素に基づきまして、自治体の運営が困難となるレベルまで国の交付金等が削減される事態の想定までは、現在はいたしてございません。

ただ、私としましては、そうした危惧される事態になっても、直ちに財政運営が行き詰まることがないように、そして、町民に大きな負担をかけずに行政運営を継続していくことができるような財政基盤を確立するための取り組みを進めていくことが、一地方公共団体、白浜町にとって、唯一できる対策ではないかと考えています。

今後とも、引き続き、国の政策、動向等を十分注視しながら、取り組んでまいりたいと考えています。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

よくわかりました。財政基盤充実というのは、それはそれでわかるんですけど、いわゆる家庭で言うたら、貯金ですわね、基金というのは。それが先ほどの話では20億。あと財政調整基金で20億。あと全ての基金を入れたら幾らあるのか知りませんが、長期金利がはね上がるというのですか、上昇してですよ、国の予算が100兆余りですな。このうち、国債の利回りのほうへ償還利払いのほうへふえてきたら、ほかの国の予算も削減される。それで、これは基金をためるのは大事ですけど、手の打ちようがないように思うんですよ。ためても焼け石に水になるかもわからん。国から支出金というのはどれだけ来とるんですか、交付税とかも含めて。国庫負担金とかいろいろあるでしょう。そういう交付税、国庫支出金。そういうのが総額。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

平成25年度の決算ベースの歳入で、地方交付税が38億。地方譲与税が1億400万。交付金が3億弱。国庫支出金等々いけます町債を引きますと、幾らになるのか、ちょっと計算させていただきますけれども。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

そしたらよろしいわ。また、後から。

これは白浜町、想定してどういう対策、これをしとけというの、私らもわからん、実際。

それで、地震。昭和に入ってから南海地震は昭和21年にあったと思うんです。昭和19年に名古屋沖で言ったら、東海地震ですか、東南海地震があったんですけども。地震というたら津波が来ると想定して堤防をつくるとか、避難路をつくるとか、備えの部分ですわ。これはちょっと備えが難しいように思うんですけども。しかし、この昭和に地震が、南海地震と東海地震が2回あったと。しかし、この昭和2年と21年に金融危機というのですか、金融機関を閉鎖したと。いわゆる悪性インフレ、ハイパーインフレというのが起こってですよ。こういうことも2回あったんですわ。

それで、今、借金、国、地方合わせて国債の発行残高が1,000兆を超えてあるという。

この1,000兆を超えてある中で、国債の引き受け手というのがないのと思いますけれども、日銀が大半とか、そういう報道もあるんですわ、これ。

こういう中で、この戦争末期と今と国債の発行残というのが、GDPの200%を超えてあるというような。戦争末期も200%であった。今のほうが悪い。このように書いたマスコミもあった。それで、国債が引き受け手がない、日銀がやめたら、金利がはち上がる可能性も、こういう懸念を書いているマスコミもありました。これ、白浜でどうせえこうせえというような話ではないんですけれども、行政運営していかなあか途中で、やっぱりそういうことも想定されておったほうが、私はいいように思うんですけれども。答弁、要りませんけれども。答弁、してくれますか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

国全体の問題になってきましたら、非常に答弁がしにくいですが、一町としましてやはり、これから、先ほども申し上げましたように、行政コストのむだを削減するとか、行政の効率化を図っていくと、安定した財源基盤の確立を目指すということは、当然のことです。

税収のアップといえますか、税収を上げていかないといけないということもありますけど、なかなか今、人口減少に歯どめがかからない中で厳しい面はありますけれども、やはり、この住んでよし、訪れてよしのまちづくりを白浜町全体でやっていく必要があるかなど。

先ほども申し上げましたように、できるだけ地方創生という、今回の国からの施策について、この創生事業について町としては全面的にこの創生事業にかけていきたいというか、そういうもので、このまちづくりをしていかないと、なかなか白浜の将来はないのではないかなというふうに思っております。

○議 長

14番 丸本君(登壇)

○14 番

第1次白浜町長期総合計画について、ちょっと中身についてお伺いします。

この11ページに、まちづくりの理念と町の将来像、将来人口に触れた記述がありますが、特に私は将来の人口のところの記述について、お尋ねいたします。

この記述の中に、今後は企業誘致や地域産業の活性化などにより、地域の活力を保ち雇用の場を確保するとともに、住民が安心して生活できる施策を進め、定住人口の向上を目指し年齢構成の均衡化に努めると記述されております。そこでお尋ねいたします。

まず、ことしで合併10年であります。この合併10年間で、この記述の企業誘致や地域産業の活性化、さらに地域活力化、人口の向上はどう推移しているのか、お尋ねいたします。ご答弁をお願いします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

このことにつきましては、長期総合計画の中での内容に関しましてですので、まず、1点目の企業誘致につきましては、合併以降も県の企業立地課とも連携しながら、県の奨励制度、

あるいは町独自の企業誘致の促進助成金、あるいは雇用奨励金を設けておりまして、特に、空き保養所の活用を含めた誘致活動を行ってまいりました。

また、県内では珍しいIT企業を誘致するため、町が所有しているITビジネスオフィスへの誘致にも取り組んでまいったところでございます。

合併以降の状況としましては、町独自の促進助成金の活用は数件にとどまっていますが、ITビジネスオフィスへの問い合わせ等は近年増加をしているところであります。今後も企業進出を支援することで、新たな雇用の創出や地域産業の活性化、振興につなげていきたいと考えています。

2点目の地域産業の活性化に関しましては、基幹産業であります観光産業の活性化に取り組んでまいりました。近年、海外からのインバウンドのお客様もふえておりますので、観光客への情報提供手段の充実、それから観光スポットでのインバウンドの対策を進めているところであります。また、海外へのプロモーション強化といった取り組みなど、状況に合った施策を進めているところでございます。

また、第一次産業であります農林水産業については、停滞傾向ではあります、担い手や後継者の育成に努め、これまで集積してきた各分野の技術や特色を生かした農林水産物や加工製品の生産拡大を図りながら、観光関連産業との連携を強化した取り組みを進めていきたいと考えております。

3点目の人口の向上と申しますか、増加といったことにつきましては、やはり、定住人口をふやす、これは基本だと考えております。なかなか定住人口をふやすというのは難しい面があるんですけども、何とかこの人口減少に歯どめをかけるべく、議員もご承知のように町においての人口は1975年をピークに年々減少しております。若中年層の人口がやはり減少傾向にありまして、高齢層の人口は増加しておると、これは古久保議員の資料にもございました。少子高齢化が進行している状況であります。

また、昨今、都市部への人口が集中しておりますので、過疎化が進む地方にとりましては、若者のIターン、Uターン、これをやはり、定住施策として進める必要があるかと。これが最も重要な要素になってくるのではないかと、私は思っております。今、国のほうでも高齢者の方を地方にというふうなことも言われておりますけれども、高齢者を地方に送るだけでは、県知事も言っていますように、余り得策ではないのではないかなというふうに思っております。

例えば、日置川地域では今、空き家のあっせんといった取り組みも行っておりますけれども、問い合わせは多いんですけども、なかなか実際に移り住むというケースは少ないという現状がございます。これからも定住施策を進めるに当たりましては、就労機会の創出、拡大を図っていくということも合わせて取り組みを進めていきたいと考えてございます。

県の施策の中にも、最大で250万円ほどIターン、Uターンをしてもらえれば、40歳以下ですけれども、そういった奨励金が出るというふうな非常に思い切った施策も出ておりますので、その辺も活用していただいて、何とか若者を、40歳以下の労働者人口を、この白浜町に持ってこれないかということは今、考えてございます。

4点目につきましては、地域の活力化についてでございますけれども、特にやっぱり人口や産業が衰退していくことによりまして、地域の活力は大きく低下していくというふうに考えます。それを防ぐためにも先ほどの企業誘致、そしてまた、地域産業の活性化、人口の増

加と向上といったことに対する施策が、大変重要になってくると考えております。新たに地域の活力を見出すためには、地域の方々が中心となって主体性をもって、取り組みを進めることも大変重要なことでありまして、それを後押ししていくことが行政の役割だと考えています。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

長計の中にある雇用の場の確保、これはどうなったのか。前進したのか、あるいは後退したのか、どうでしょうか。そして、この施策の結果、住民が安心して生活できる施策だったのか。施策を策定したが、定住人口は減り続け、特に日置川の中山間地において人口減が著しいように思います。人口減が続く中、合併当初に比べ、地方税は2億ほど減っております。このまま人口減が続けば活性化は難しいのではないかと。長期総合計画に掲げた施策を、どのようにして実現していくのか、お聞きをしたい。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

雇用の場の確保に関しましては、企業誘致施策を図ることによりまして、就労機会や新しい雇用の場を創出してまいりました。しかし、前進したのか、後退したのかということになりますと、さまざまな産業分野において、それぞれ要因がありますので、一概に判断するのは難しいと考えているところでございます。なかなか正規雇用がふえずに、臨時ですとかパートの方が多業種もあれば、それ以外の業種においてもケース・バイ・ケースで、一概に就労機会や働く場がなくなったということは言い難いというふうに考えてございます。

しかしながら、議員がおっしゃるように、地域での人口減少、特に旧日置川町の人口減少が非常に著しいということでございますので、やはり税収が人口減少によって減少するということになりますと、大変地域経済に与える影響は大きいと考えてございます。地域経済や地域活動が停滞することは言うまでもありません。

今回、地方創生に向けた人口の現状と将来展望を示した、白浜版人口ビジョン、これを作成することになっております。そしてまた、今後5カ年の目標、施策の基本的方向等をまとめました、しらはま版総合戦略プラン、この策定を進めてまいります。

特に、総合戦略プランにおいては人口減少を緩やかにして、それを達成する対策を示して、地域の活性化につなげていきたいと考えております。

また、長期総合計画には、長期にわたるさまざまな分野の取り組むべき施策目標を掲げておりますが、その実施に当たりましては、やはり財源確保が大前提となってまいりますので、事業の緊急性なども十分精査しながら、優先度をもって実現していくべきだというふうに考えております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

この人口減少というのは、白浜だけに限ったことではないんです。やはり、これは国の政策というのですか、長年の政策で都市部以外は非常に第一次産業、農林水産業の衰退が人口

減少に歯どめがかからんように思うんです。白浜町だけ、あるいは日置川部分だけ、すさみ町だけとか、こういうことで、私はないように思うんです。

それで、これが一番難しい課題というのか、人口減少して、国力が弱っていくと、このように思うんですけれども、こういう中、ふやしていくという施策は非常に難しいことでもありますけれども、難しいとそのまま放っておくわけにはいきませんので、どうかいい施策を策定していただいて、人口減に歯どめをかけていただきたいと思います。

来年から交付税が削減され、財政運営も厳しなってくると思いますけれども、地方自治法には、地方自治体の責務は住民福祉の向上にあると、このようにうたわれておりますので、福祉の予算の削減がないように申し上げて私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議 長

以上をもって、丸本君の一般質問は終わりました。

一般質問を終結します。

本日はこれをもって散会し、次回は明日6月12日金曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

次回は6月12日金曜日午前10時に開会いたします。

開会時間にお間違えのないようによろしくお願いします。

本日は、大変ご苦労さまでした。

議長 岡谷 裕計は、14時48分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 27 年 6 月 11 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員